

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

平成20年3月12日

議 会 事 務 局

# 目 次

民生常任委員会

3月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	3
委員会記録署名委員の指名 .....	3
議案第1号所管分、議案第10号所管分の審査 .....	3
質疑（上村委員）	
議案第7号の審査 .....	22
質疑（南野委員）	
議案第42号の審査 .....	23
議案第25号、議案第26号の審査 .....	23
質疑（南野委員、山崎委員）	
議案第27号の審査 .....	27
質疑（南野委員）	
議案第3号、議案第4号、議案第12号、議案第40号の審査 .....	28
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（南野委員、山崎委員）	
議案第9号、議案第24号、議案第37号の審査 .....	43
質疑（山崎委員、南野委員、上村委員）	
議案第39号の審査 .....	48
質疑（山崎委員）	
議案第8号、議案第14号、議案第41号の審査 .....	48
質疑（山崎委員、南野委員）	
議案第33号の審査 .....	53
議案第38号の審査 .....	53
質疑（山崎委員）	
採決 .....	54
閉会の宣告 .....	56

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成20年3月12日(水) 午前10時 開会  
午後3時50分 閉会

### 1. 場所

大会議室

### 1. 出席委員

委員長 安藤 薫 副委員長 上村高義 委員 山崎雅数  
委員 藤浦雅彦 委員 南野直司

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝  
生活環境部長 紀田光司 同部次長兼自治振興課長 大場房二郎  
同部次長兼環境業務課長 水田和男 同部参事兼市民課長 村江 卓  
産業振興課長 藤井智哉 同課参事兼農業委員会事務局長 田橋正一  
環境センター長 五里江路人 環境対策課長 池上敦実  
保健福祉部長 佐藤芳雄 同部次長兼健康推進課長 福永富美子  
同部次長兼福祉総務課長 登阪 弘 健康推進課参事 阪口 昇  
福祉総務課参事 北埜保紀 高齢者障害者福祉課長 堤 守  
同課参事 小矢田博子 介護保険課長 山田雅也  
同課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子 こども育成課長 稲村幸子  
同課参事 船寺順治 国保年金課長 野村眞二 同課参事 大嶋良一

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局次長代理 日垣智之

### 1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成20年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第10号 平成19年度摂津市一般会計補正予算所管分  
議案第 7号 平成20年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算  
議案第42号 摂津市企業誘致条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第25号 摂津市犯罪被害者等支援条例制定の件  
議案第26号 摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例制定の件  
議案第27号 摂津市災害見舞金の支給に関する条例制定の件

- 議案第 3号 平成20年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 4号 平成20年度摂津市老人保健医療特別会計予算
- 議案第12号 平成19年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第40号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 9号 平成20年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第24号 摂津市後期高齢者医療に関する条例制定の件
- 議案第37号 摂津市特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第39号 摂津市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 8号 平成20年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議案第14号 平成19年度摂津市介護保険特別会計補正予算
- 議案第41号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第38号 摂津市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○安藤委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は山崎委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査を行います。

上村委員。

○上村委員 おはようございます。

そうしたら、私の方から質問させていただきます。

絞り込んで、5点ほどにしていますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目ですけれども、予算概要29ページの地域活性化補助事業ということで828万円計上されておりますけれども、このことにつきまして、現状の自治会数と会員数ということで、改めてお聞かせ願いたいと思います。

それと、地域活性化事業を行っている自治会団体数と参加人数ということについてお聞かせ願います。

それと、ここ数年、この地域活性化補助事業の予算額というのが横ばい状態というか、ずっと同額程度で推移してきてますけれども、このことがどう評価されているのかということについて、ちょっと見解をお聞かせいただきたいと思います。まず最初に、このことについてお聞かせください。

次に、この4月から、特定健診、また、後期高齢者医療制度というのが始まりましますけれども、この件につきまして、一般会計に所管されている事項についてお聞かせ願いますけれども、いわゆる市民健診というのがありまして、これが、19年度の予算では1億156万6,000円だったと思いますけれども、これに該当する20年度予算では、この該当する金額は幾らになっているのかなというの

が、非常に予算が国保会計にいたり、分散されてますので、これに該当する総額は幾らになっているのかなということをお聞かせください。

それと、保健センターへの委託料ということで7,389万9,000円ということであって、先日の委員会の答弁の中でも説明あったんですけども、19年度は9,005万2,000円が7,389万9,000円になっている。これは、特定健康診断に伴い、国保会計から支出するので、その額が2,500万円ぐらいあって、国保会計から支出するので、一般会計からの支出が少なくなったという説明があったんですけども、これに基づいて、非常にお金の流れがわかりにくいので、40歳から75歳は、特定健康診断は国保会計から支出するということでありまして、若年者も、国保の加入者は国保会計からということになりますけれども、後期高齢者の方は後期高齢者医療制度から出るのかなという気もしますし、そこら辺のお金の流れがどうなっているのかなというのをお聞かせ願いたい。

それと、63ページに、特定健診・特定保健指導74万3,000円が計上されてるんですけども、これがなぜ一般会計に計上されるのかなというのが、本来は国保会計で特定健診指導というのは行うべきであって、一般会計にこれが計上されているのかなということのご説明をお願いしたいと思います。

次に、温暖化対策とエコアクション21ということについてお尋ねしますが、温暖化対策につきましては、さきの代表質問、まずは、先般の当委員会でもいろいろ質問があつて、その方向性が見えてきておりますけれども、ここで、私がお聞きしたいのは、摂津市のエコオ

フィス推進プログラムⅡにおいては、2005年基準で、2010年、目標年度ですね、5%を削減、CO2を削減しますという目標になっていますけれども、それを金額換算すると幾らになるのかなという、そのCO2を5%削減するというのが、省エネ結果が金額として幾らになるのかなと。

それと、その温暖化対策の予算が74万円ということで計上をされておりますけれども、これは、団体への補助金みたいな格好になると思うんですけども、市全体で地球温暖化に対する予算措置ということについてどう考えているのかいうことを、まずお聞かせ願いたいと思います。

次に、エコアクション21に取り組みますというふうに市政方針で述べておりますけれども、この取得時期、いつ取得するのかなということと、取得費用が幾らかかるのかなということと、その対象者は3部署か4部署になると思いますけれども、その対象者は何人になるんですかということをお聞かせください。

次に、産業振興についてということでお尋ねします。

摂津の特産品は鳥飼なすというふうに言われています。しかし、その鳥飼なすを摂津市民で食べたことがないという人が多いような気がするんです。ほとんどに聞いても、鳥飼なすを食べたことがないという人が多いので、それでほんまに特産品かなという気もしますし、非常に栽培が難しいと言われてますけれども、摂津の特産品である鳥飼なすについて、そういう市民の意見があるということについてどう考えておられるのかお聞かせください。

次に、保育所管理運営事業についてということで、この中に、賄材料費3,8

50万3,000円というのを計上されていますね。今、中国産餃子の問題等々、食の安全性とか、あるいは食糧危機等問題が言われている中で、保育所の食材について、産地の調査をされたのかということと、その安全性について、どういう結果が出たのかをお聞かせください。

それと、保育所の食育ということで、これに関連して、先般、小学校の食育教育ということでは、別府小学校でモデル事業で取り組んで、薫英短期大学で発表会があって、小学校については、朝食のきつ食率が80%、20%が食べてないと、5人に一人が朝飯を食べてないという、この調査結果で出てましたけれども、保育所において、どういう状況なのかなというのが、調べておられましたら、報告を願いたいと思います。

以上、5点で、1回目の質問にさせていただきます。

○安藤委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 29ページの地域活性化補助事業でございます。

ご質問の現在の自治会数は114自治会がございます。活性化につきましては、校区連合自治会に対する補助ということで、12小学校区の全自治連合会からの事業申請が出ております。

それと、参加人員ですが、7,215人となっております。ちなみに、自治会全体の世帯数としましては、昨年4月1日で2万5,412世帯ということになっております。

地域活性化の評価ということでございますが、これは、校区連合自治会が行う、地域の特色を生かした地域住民の事業に対しての補助をするものでございまして、本年2月末現在、12小学校区の連合自治会から29の活性化事業が実施されております。そのうち、防災に係る事業に

つきましては8件、それとか、セーフティーパトロール隊による防犯の事業が7件となっておりまして、全体に占める割合が51%ほどとなっております。

地域活性化補助事業につきましては、本市の重要な施策であります、安全・安心なまちづくりに活用されておるということで、効果的な事業になっておると評価いたしております。

○安藤委員長 福永次長。

○福永保健福祉部次長 特定健診の一般会計の方でどのようになっているのかというご質問ですが、1億156万6,000円、19年度予算でとっておりますものは、20年度は、一般会計ではゼロとなっております。それは、各医療保険者が責任を持つてするということですので、一般会計の方からは予算を組んでおりません。

次に、保健センター委託料の中で、お金の流れがどのようになっているのかというご質問ですが、まず、40歳から74歳の特定健診、国保からと、先日のご答弁で、まとめて2,500万円とご説明をいたしました。実は、その内訳が、特定健診として2,000万円、健診と一緒に実施いたします特定高齢者の抽出のための生活機能評価、こちらは、20年度からは介護保険課の方が費用を持つてこととなりますので、500万円、2,500万円の内訳がこのようとなっております。

それから、そのほかに、ちょっとまだ最終決定がなされておりませんが、社会保険の被扶養者の方たちの特定健診ですね、40歳から74歳までの方の。この社会保険の絡みの方が、保健センターと契約を結ばれるということになれば、その特定健診の費用収入が入ってくるものと思われま。一応、今その方向で動い

ているということですので、若干、保健センターの方で収入を見込ませていただいております。それが200万円ですね。

それから、後期高齢者の方、こちらの方は、もう既に後期高齢者医療保険組合の方が、各市町村の保健センターと契約を結ぶということで決定をされておられますので、去年の実績を勘案いたしまして、140万円分、収入として見込んでおります。

それから、若年者健診につきましては、委員がご指摘のように、国保の方から490万円分ということで、特定健診とそれに絡みます保健センターの方の収入を見込んでおります。

そのほか、実は、特定健診の対象者と認められない40歳から74歳までの方が若干生じると想定しておりますので、その方たちは、一般会計の方の保健センターへの委託料の中で見ていただくというふうを考えております。

それから、次に、特定健診・特定保健指導の費用が、なぜ一般会計に計上されているのかというご質問ですが、今申し上げましたように、特定健診とは認められない方の保健指導、それから、若年者の方、後期高齢者の方等々の保健指導につきましては、いわゆる特定保健指導といって、国保から出るお金以外に費用がかかりますので、その部分を、若干、一般会計の方で計上させていただいております。

○安藤委員長 池上課長。

○池上環境対策課長 環境対策課に係る温暖化対策事業の質問にご答弁申し上げます。

1点目でございますが、エコオフィス推進プログラムⅡにおいては、CO2の削減を、目標年度の2010年に、5%の削減を目標と設定しております。

省エネルギーの削減分も、金額で申し上げますと、単純集計しております光熱水費及び燃料費の分なのでございますが、決算書をもとに、決算額を単純集計しましたところ、概算額ではございますが、17年度の光熱水費及び燃料費は、約4億7,200万円、18年度の光熱水費及び燃料費は、約4億3,500万円で、17年度比較では、7.8%減の約3,000万円の削減となっております。

ちなみに、電気使用料は、17年度、2,122万7,901キロワット、18年度においては、2,067万9,696キロワットで、17年度比較では、2.6%の削減となっております。

CO2削減率においては、17年度比較でも、これも2.6%の削減となっております。

委員が言われましたように、このように光熱水費等の削減は、電気、ガス、水道など種々の省エネルギー対策を進め、とりわけ、夏季のクールビズ、冬期のウォームビズ等の取り組みにより、寄与されているものと思われませんが、省エネルギー対策として削減された光熱水費等を、もっと有効に市民等へ、市全体へと有効活用すべきだとは認識しておりますが、とりわけ、財政状況が厳しき折、現在、74万円を計上し、温暖化対策事業の種々の市民啓発等の施策に重点を置いて実施しておるのが現状でございます。

温暖化対策事業に、こういった削減分の金額を、もっともっと市民に有効に活用できないかと現状では認識しておりますが、どうしても状況が厳しき折、直ちにシフトされていないのが現状でございます。

今後においても、引き続き、省エネルギー、省資源に向け、市庁舎管理の担当課とも連携を図りながら、温暖化対策の

推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○安藤委員長 水田次長。

○水田生活環境部次長 環境業務課に係りますエコアクション21につきましてご答弁申し上げます。

まず、取得時期はいつかということではございますけれども、スケジュール的には、今現在、関係職員に対しまして、エコアクション21についての共通の認識を持つということで説明会を行っております。

その後、4月から、エコアクション21の推進委員会を立ち上げまして、その後、活動目標、指標を設けながら、3か月を要して、その活動についての削減について、活動レポートを作成するというところでスケジュールを組んでおります。

それができ次第、認証登録の申請を行うということで、机上のスケジュール的には、秋ぐち、9月ごろには認証登録ができればなというふうに思っております。

これからスケジュール的に進めていく中で、若干の日程の変更はあるかなというところでございます。

それから、費用なんですけれども、その認証登録に係ります費用なんですけれども、これは、予算計上といたしましては32万5,000円、これは、2年間の登録料ということで計上させていただいております。

それから、対象課なんですけれども、これは、地球温暖化に向けまして、CO2の削減というところから、ごみの収集、焼却も含めまして、環境センター、環境業務課、それから、リサイクルプラザ、この三つの施設でもって、当面、エコアクション21の取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

○安藤委員長 田橋参事。



○田橋産業振興課参事 鳥飼なすの件なんですけれども、摂津市の特産鳥飼なすですね、これは、大阪府の浪速の伝統野菜、この認証も受けておるなすびでございます。この大阪府の伝統野菜、これは、基準となりますのは、おおむね100年前から大阪府内で栽培されてきた野菜、種とか種子の歴史がはっきりわかる分、大阪独自の品目・品種、栽培する種子等の確保が可能な野菜ということで、大阪府の認証と摂津市の伝統野菜ということで栽培している分でございます。

これについては、平成6年から市の奨励事業として農業振興会の方に委託している分でございます。これを広く市民に広めるためにということで、学校の方では小学校3年生、こちらの授業の中でなすびの栽培指導を農業振興会の人にしていただきます。3年生の児童等は、自宅にこれを持って帰って、お母さん方に料理してもらってということでも、ちょっとその辺の啓発もしております。

あとは、5月に、市民農園をしておられる方に、実生苗、これは、代表者の方に全部通知を送って、要る方は、どうぞ、産業振興課の方でお配りしてますということで。この市民農園の方についても、品評会の中に鳥飼なすの部というのを前から設けております。鳥飼なすだけの品評会という部門もつくっており、その辺も啓発しているところでございます。

ただ、この鳥飼なすというのは、やはり普通のなすびと比べて、維持管理作業ですね、こちらの方が物すごく手間がかかるんです。肥料は、普通のなすびの4倍か5倍ぐらい要ると。水やりも切らしたら、十分ななすびに発育しないという、この辺がちょっと難しい点があるんですけれども、その辺で、農業者の方に、こういう鳥飼なすをつくってほしいという

ことで依頼してるんですけれども、やはり手を挙げてくれる方が少ないということで、同じなすびであっても、鳥飼地区と、例えば、別府地区でやっぱり砂地と鳥飼の粘土質、この土地のことによって、やっぱりできばえが全然違います。

そういうことで、私どもも、保存畑としてしている分があるんですけれども、そこは、やっぱり200株ぐらいしか、鳥飼なす、保存事業で植わってないんですけれども、この苗が一本の木に50個ぐらいしかありませんので、年間で1万2,000個ぐらいしかとれないなすびですので。そのなすびも、6月から、なつたときは生なすとして市民に一箱、大体、8個ぐらい入ってるんですけれども、1,000円でということで、こちらの方のPRもしてます。ですから、鳥飼の生なすは、6月、7月ぐらいに産業振興課の方で販売しております。

それ以降、夏以降については、農業祭に向けての、漬物ということで、小なすをとるということで、大体、10月ぐらいまでということでしてます。

やっぱり数に限りがありますので、農業祭では、販売も早期にすぐ売り切れるという状態でありますけれども、やはりその保存事業以外の人につくってもらうということは、やはりちょっとその辺、すぐくつくるのに難しいというなすびでありますので、普及が図れないという原因になっていると思います。

ということで、よろしく願います。

○安藤委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 保育所の給食と食育についてお答えさせていただきます。

まず、保育所の給食の食材の安全性についてでございますが、従来より、保育所給食において安全なものをということで取り組んでまいりました。保護者の方

からのご要望もございまして、できるだけ国産のものを使用し、野菜などは近隣のものを使用しております。

産地調査につきましては、もともと産地の調査をしたものを一覧にして、各保育所に備えつけております。保護者の方から、閲覧の申し出があった場合につきましては、その一覧を見ていただくということになっております。

今回、中国産の冷凍食品が問題になりましたけれども、その際に、さらに加工食品として入っているものにつきまして、原材料のところまで、再度調査をいたしました。それによりまして、現在、給食に使っておりますものにつきましては、すべて安全であるということを確認いたしまして使用いたしております。

次に、保育所における食育についてでございますが、現在、食育計画を策定いたしております。今年度中に食育計画をつくることになっております。

保護者の方への食事に関するアンケートにつきましては、平成18年6月に実施いたしております。

公立保育所、その当時、児童総数405人ということで、回収率77%という状況でございますが、その中に、朝食についてという項目もございまして、ここでは、毎日食べるお子さんが、全体として95%、週に3、4回食べるお子さんが4%、全く食べない方が1%ということになっておりました。

そのほかには、スーパーやコンビニのお惣菜の利用ですとか、冷凍食品やインスタント食品の利用、あるいはおうちでよくつくられる献立とか、そういうようなことについてアンケートでお聞きいたしております。

保育所の食育といたしましては、子どもに対しましては、保育の中で菜園活動

ですとか、実際に自分で野菜をつくったり、米をつくったりとか、そういうような活動をしながら、自分たちでつくったものをまた調理して食べるというようなことを行っております。

3歳児クラスぐらいからクッキング保育もしております。また、親子でクッキングができるような機会も設けております。

保護者の方に対しましては、栄養士による講座ですとか、試食会、あるいはいろいろなところで食の大切さについてお話をさせていただいております。

また、地域の親子に対しましては親子クッキングを実施したり、保育所の給食の体験をしていただいたり、また、栄養士による講座などを行っている、そのような状態でございます。

○安藤委員長 上村委員。

○上村委員 ありがとうございます。

そうしたら、再度お尋ねします。

まず、地域活性化補助事業ということで答弁ありましたけれども、その評価についてお尋ねしたんですけれども、その評価の方法というか、きっちりアンケートをとるとか、市民ニーズをきっちり把握する方法を、今、何とか雰囲気的な数字は言いましたけれども、実際、参加、実施されてる人が、どういう感じを持っておられるのか。これは、地域活性化ということで、自治会もしくは摂津市民の皆さんが元気になるように、828万円を使って地域を元気にしていこうという取り組みですけれども、そのことについて成果が出ているのかということと、いろいろな形で自治会にお願いすることが多いんですけれども、防犯であったり、あるいは市民体育祭であったり、回覧の、市の広報の配布とか、すべて自治会にお願いして、自治会がなかったら、市の行

政としても立ち行かない状況になるような大事な組織でありますけれども、その対して、きっちり、この活性化事業を通じて、やはりそういった形の取り組みをさらに進めていくようにしなければならぬんですけれども、実際行っているこの地域活性化事業がどう受けとめられているのかということと、きっちりつかんでほしいということと、それと、やっぱりこの828万円で、横ばいでずっと推移しているということは、別になくしてもいいのかということと、やはりなくすべきである、もっと拡大すべきかという二つとらまえ方があるんですけれども、担当として、どういうふうな思いを持っているのかなということをお聞かせ願います。

それと、この件に関してなんですけれども、そういう摂津の地域活性化事業をやっている中で、実は、先般、NHKのニュースで、土曜日でしたかね、コミュニティ活動基本法というのを議員立法で制定するというテロップが流れたんです。お、これはまさに国も本腰を上げて自治会の支援をしてくれるんだなということと、資料を取り寄せたんですけれども、これは、まさに、今まではコミュニティ、近隣地域の住民が集う、働きやすい環境を整えるために、今までは地方自治体にすべてお任せだったんですけれども、やっぱり国も本腰を入れて、そこについて支援していこうという動きをしようとしとるんです。これは、やっぱり町内会、自治会、あるいはスポーツ少年団、ボーイスカウト、そういった地域で一生懸命頑張っておられる人を国が支援していこうと。そのことが、日本全体のより発展につながるということなんです。

やっぱりこういった動きがある中で、やはり摂津のこの地域活性化事業というも

のが、大分前から取り組んでますけれども、国もやっぱりそういうことを支援していこうという動きがあるわけです。

これは議員立法で出しますという、テレビで言うてましたけれども、もう近々このことが表面に出てくるんじゃないかなと思ってますけれども、やっぱりそういった動きがある中で、摂津のこの地域活性化事業というものについて、どういう考えを持っておられるのかということについて、改めてお聞かせ願います。

それと、特定健診と後期高齢者にかかわる件で説明ありましたけれども、今の説明でわかる部分もあったんですけれども、今までは、市民健診については一般会計で1億156万円予算計上されてましたよね。それが国保会計にシフトして、そこから支出されるということでありました。特定健康診断にかかわる費用が国保の中から2,000万出ると。介護で500万円と。今までの市民健診に該当する金額5,300万円ぐらい国保に計上、これ足したら1億円にならないんです。6,000万円ぐらいにしかならないんですけれども、せやから、そこから5,000万円ぐらいが国保から多分出てくると思うんです。それがどこから出てくるのか。多分、今まで1億円かかっておった健康診断料がこんな安くできるわけではないし、総額で約1億円ぐらいにならないとおかしいんです。その金額が幾らかないと。これ全部足すと、多分、今まで説明あったお金は、40歳から74歳の分が国保会計から2,000万円、介護保険から500万円、社会保険の分が200万円、後期高齢者から140万円、若年者に対しては490万円という説明がありましたけれども、これ全部足すと、そんなに、3,000万円ぐらいにしかならないですよ。せやから、本

来、これが1億円ぐらいになるというのが、このキャッシュフローをきっちりチェックしておきたいので、その辺、お願いしておきます。

それと、保健センターに、委託料も、今まで9,000万円あったやつが7,890万円になって、この分が特定健康者に国保の方から保健センターに委託しますということと、その他、一部の分も保健センターに、例外的な部分を補助しますと、こう説明あったんですけども。

保健センターは、摂津市の指定管理者に指定されてて、摂津市から指定管理料を払っておるわけですよ。その指定管理料というものが、どういう形で委託されているのか。こんな財布いっぱいからお金が出てくると、非常に指定管理料の総枠というのは決めにいくですよ。普通は、だから、これは保健センターで、摂津市の出先機関みたいな形になってますけれども、本来、指定管理者というのは、5年後には民営化になる、民営化というか、ほかの懐と競争、入札でつくってしていくという動きがある中で、こんな財布がたくさんあって、指定管理料の総額も把握し切られないようなお金の出し方であれば、入札なかなかしにくいですよ。

出先は摂津市ですよ、摂津市、摂津市というか保健センターにいくんですけども、所管が健康推進課であったり、国保であったり、介護保険課であったり、あるいは後期高齢者であったり、くるところがいっぱいありますよね。それを摂津市の指定管理者にする場合に、総額をきっちり押さえておかないと、なかなか、もうあと3年後ぐらいに向けての動きについていけないのではないかなという気がしますので、非常に見えにくいんです。

それと、特定健診についても、一般会

計、74万3,000円計上されていますけれども、ここの説明、特定健診ではない健診について、74万3,000円というふうに説明があったんですけども、特定健診対象外の健診と言いましたかね。このタイトルでいくと、特定健診・健康保健指導で74万3,000円ですよ、そのタイトルとは違う中身なのか。この文言とか非常にわかりにくいんです。ここをきっちり、もう一度説明願いたいというふうにお願います。

次、温暖化についてですけども、今、CO2をエコオフィス推進プログラムIIにおいて、2005年基準で、2010年に5%削減しますというプログラムを目標設定してます。今、5%についてのコストを聞きますと、17年度で光熱費が4億7,200万円かかってました。これに5%掛けると2,360万円になるんですかね、のコストを削減しますということでありますよね。

実は、ことしの秋に、環境洞爺湖サミット開かれますよね。きょうの新聞では、14日、あさってですかね、そのG20という環境サミットに向けた前段の打ち合わせがあると。地球温暖化に向けて、いろいろなこれから取り組みをして、やっぱり気になるのは技術革新とか、技術をもって地球温暖化に向けて取り組もうという動きがあるわけです。

エコオフィス推進プログラムを見ときますと、人に対して、意識的な、人に頼って分別したり、あるいは紙を半減したり、それも大事ですよ、地道な活動、そのことも大事です。けども、やはり技術革新みたいなものも入れていく必要がある。でないと、なかなか、5%達成できても、その先に、2050年では、また国では半減という目標ありますし、また、摂津市も、当然、2010年以降も地球温暖

化には取り組んでいかなければならないと思うんです。そういったとき、やっぱりそういった技術革新みたいなものが、こういうマッチしておかないと、例えば、クーラーにしても、より省エネ化されたクーラーを使うとか、あるいは太陽電池であったり、あるいは屋上緑化であったり、そういったものも視野に入れていかなと、なかなかこの先の2010年の5%は達成できても、それ以降について、なかなか難しいのではないかなと思うんです。

その際に、やっぱり投資金額、幾ら投資をすればいいのかという判断基準が要ると思うんです。これらも、2,360万円、5%削減されたら、1年間で削減していくわけ、毎年。そういったときに、投資の判断として、民間であれば20か月でもととれたら投資しましょうとかいう考えがあるんですけども、この摂津市の場合、そういう観点の投資というものを、より積極的な省エネ投資というものを考えておられるのかということ、してほしいという決まり、それについてどうですかということ。

あと、もう1点。

今回、市営住宅、これから設計段階に入りますよね。やっぱり摂津市の公共施設をつくる場合に、やっぱり地球温暖化に配慮した建物が必要だと、この温暖化上から思いますけれども、こういった設計段階で、環境対策課として、どうかかわりを持っておられるのかという。やはり摂津市の公共施設のCO2を減らしていこうとすれば、これからつくる建物について、こういう設計仕様が要るんだということを言ってあげないと、なかなかそういう地球温暖化に結びつかないのではないかなと思うんですけども、それについて、どういう形のチェックをし

ておられるのかなということなんです。

それと、エコアクション21についてですけれども、これは10月ぐらいに取得されるということでもあります。

その後、エコアクション21を取得した後に、これをどう展開していくのかなというふうな。エコアクション21を取得されますと、当然、毎日、紙の分別であったり、省エネ等々改善をしていくわけですけれども、その21を取得した後に、やっぱりこれ20年度中に次のことも考えながらやっていかないと、ただ取得するという事だけにとらわれちゃって、それで満足感が得られて終わるんじゃないくて、やはりこのエコアクション21を展開していくということであれば、全庁的に、オール摂津という話も、市長、何回も本会議場で言ってましたけれども、地球温暖化にオール摂津で取り組んでいくということでございます。エコアクション21の取得グループというか、部署は3部門ですよ。やはり全部門で、オール摂津で取り組んでいく、やっぱりどういう展開をされていくのかというのを、それをやっぱりきっちり計画をつくっていかないといけないんじゃないかなと思っておりますけれども、これは担当部署が答えるのか、本部長でしたか、本部長はだれでしたかね。多分エコオフィス推進プログラムⅡの中の 하나가エコアクション21ということだと思いますけれども、これがひとり歩きする、やっぱりエコオフィス推進プログラムⅡの中の 하나가エコアクション21があると位置づける方が正解ではないかなと思いますけれども、そのことについて、今後、この10月はいいですよ、とりあえず頑張るとっていただいて、その後をどうするかということについて、再度お聞かせ願いたいと思います。

次が、鳥飼なすですけれども、非常に手間がかかるということで、肥料がたくさん要って、水もたくさん要って、手がかかると。非常に手がかかるものほどおいしいというか、鳥飼なす、非常においしいんで、そういった流れがあって、200株植えてても1株50個で、1万個か1万2,000個ぐらいとれるということでもありますけれども、せめてこれやっぱり8万個ぐらいになるように広げていただきたいという気持ちもありますし、ぜひそういった取り組みをお願いしたいと思っています。

それと、保育所の食育のところとも関係するんですけれども、食材ということについて、産地いろいろありますけれども、地産地消というのをもっとうまく使っていくような取り組みをしてほしい。ですから、できるだけ、摂津のところの農業をされてる方をお願いして、つくってもらえるものがあればつくってもらおうをお願いをするとか、例えば、産業振興課の方から、そういう農業者の声を聞いて、保育所なり学校なりに、いろいろな形でアプローチしていくという。連携というものをやっぱりきっちり取る必要があるんじゃないかなと思っていますので。今までは、そういうことがなかなか言われてなかったです。これ、今、食の安全と食糧危機ということから、特に食育ということでは、やっぱり地産地消というものが見直されてきてますし、東京都の方では、もうすべて小学校は地産地消でやっておるといようなことも聞いてますし、やっぱり摂津においても、そういった動きを一つでもいいから、鳥飼なすは小学校3年生がつくって、それをおうちで食べてもらうということになってますけれども、それ以外に、保育所の賄いの食材の中で、摂津市でつくれるものが、こん

なんできませんかというお願いをして、できますということがあるかも、それは無理ですという話もありますから、とりあえずアプローチだけはしてほしいなというのがあって、小学校も当然そうですし、ここは小学校関係ないんで、ここは保育所だけの話になりますけれども、そういった連携をぜひしてほしいなということをお願いしておきます。その考え方、どちらなのか。

それと、食育ということで、朝食を食べないのが1%、人数換算すると4人ですか、少ないと言えば少ないですね。小学校が20%ぐらいでしたかね。そういった意味で、食育ということで、朝飯をきちり食べさせる。それが、ひょっとしたら児童虐待等々もあるかもしれないし、やっぱりきっちりそういうこともウオッチしていく必要があるんじゃないかなと思っていますし、特に、今、公立小学校の食育モデル事業というのは、非常に教育の学習効果にも大きな成果を上げとるみたいですし、保育所は学習はしないですけれども、健全育成ということでは、やはり食育というものが非常に大きなウエートを占めてきていると思うので、そういったこともきっちりしていただきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上で、2回目を終わります。

○安藤委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 地域活性化を実施している中での評価といいますか、二重把握といいますか、そういうことでございますが。

自治連合会の組織の中で、年一回なんですけれども、定例会ということで、全自治会長さんが集まっていく会議がございます。そういった中で、各校区でやっただけにしている地域活性化事業の一覧

表を配布したりというようなことも以前にさせていただきました。その定例会の中で、輪番制になってくるんですけども、各地域の自治会長さんから、事例発表というようなことで、過去に毎年実施しております。

その中で、いろいろな意見交換の場もございますので、そういった中で、地域の活性化に対するご意見も聞いていきたいなというふうに思っております。

それと、地域活性化の拡大とかいうことでございますが、先ほど、実績申し上げたんですけども、活性化事業、防災、防犯以外にも、清掃活動だとか緑化活動をやっていただいております。そういった中で、地域の老人クラブ、こども会、PTAからなる実行委員会組織を組織された中での、鳥飼北でしたらふるさとまつり、正雀でしたらたそがれコンサート、別府でしたら若者みこしまつりというような形で、いろいろ地域の方に活動していただいております。この活動というのは、地域の触れ合いといいますか、そういう、ふだん、顔を合わせない方々が一堂に会しまして、地域の方が顔見知りになるというふうな大きな機会でもございますので、ひいては、阪神大震災というのか、そういうときの災害時には相互扶助にもつながるのではないかという、以前の、自治連合会の研修会の中でもそういう発表もございました。

そういうことで、防犯、防災、自治会活動いろいろ活発にしているということで、引き続き、住民の触れ合いの場として提供する一助になればということで、引き続き継続していきたいということで。予算につきましては、現状の財政状況もございますので、現状の形で予算要求していきたいなというふうに思っております。

それと、コミュニティ活動基本法というようなことで、今お聞きしたんですけども、中身について、ちょっとまだ十分わからない部分もございますので、研究してまいりたいと思うんですけども、地域コミュニティの活動としては、まさに摂津市の地域活性化なりが該当してくるのかなというふうに思うんですけども、その場合に、そういう国からの補助金がもしその事業に対して出るのであれば大いに助かるかなと思うんですけども、ただ、コミュニティ活動基本法ということになりますと、理念条例といいますか、どのような中身になるかわかりませんが、例えば、市でコミュニティ条例とかそういう条例を制定するのが条件になったりとかいうようなこともあろうかと思えます。その理念法であれば、行政とか市民とか、そういうものの役割、責務とか、そういうようなものも出てこようかと思うんですけども、その条例を実施していく、具体的な手段にまで、その中身にまで至るかどうかというようにもございます。

私ども、自治振興課で所管しておりますコミュニティ団体としては自治会がございしますが、自治会も、年々、ちょっと加入率も低下しておるような状況でございます。そういった大きな課題もございしますので、国の方の動向も見ながら、今後の課題としていきたいなというふうに思っております。

○安藤委員長 福永次長。

○福永保健福祉部次長 では、特定健診全体のキャッシュフローについてでございますが、特定健診、国保年金課から、あるいは介護保険課から委託を保健センターにもいたしますが、医師会の方で健診を受けられる方も多くございますことから、この保健センターへの委託料のほ

かに、国保の方としましては、3,059万2,660円、それから、介護保険の方で1,680万2,000円という委託料を別途組んでおります。

それから、各社会保険の医療保険者の方が、今まで市民健診として受けていらっしゃる方の分を支払いするという金額も当然あると見込んでおります。

それから、次に、保健センターの会計が見えにくくなっていて、指定管理者として示しにくいのではないかというご質問ですが、保健センターの予算を組むに当たりまして、本当に法律の改正により細分化されまして、担当課としても大変困っております。ただ、法律の改正による変更なものですから、従わざるを得ないということで、本当に細分化して計算をしております。ただ、予算を立てる上では細分化して計算しておりますが、実際に実施するのは、例えば、特定保健指導を保健センターと健康推進課とで合同で実施する予定にしておりますが、実際には、国保の方も、それから、社保の方からの委託がございましたら、社保の方の保健指導も、あなたは社保だからだめですよとか、別のグループでねとかということとは非効率ですから、一体として実施していきたいと思っておりますので、実態に合わせて細分化して計上しているというような状況でございます。

それで、指定管理者として示しにくいというのは、本当に示しにくいかなとは思いますが、内容的には、きちんと細分化して計算しておりますので、そのことをお示しすることはできると考えております。

それから、特定保健指導という、一般会計の方に特定健診・特定保健指導というタイトルがあるのは違和感があるとおっしゃられますのは、確かにそうかなと思

います。今申しあげましたように、特定保健指導や何かは一体としてやりますので、その他健診の方も、それから、特定保健指導の方もやります。一番最初の説明で、その他健診の方の分を計上してまずという言い方をさせていただきましたが、内容につきましては、ファイルだとかパンフレットだとか、そのようなものの購入等の予算でございますので、一体として活用するということも含めて、代表の特定健診・特定保健指導という名前を使わせていただきました。

○安藤委員長 池上課長。

○池上環境対策課長 環境対策に係る2回目のご質問にご答弁申し上げます。

光熱水費等の削減分をどう温暖化対策に投資するかについては、南千里丘まちづくりと同様、環境に配慮した施設等の改善や市営住宅の建て替えにおいても、有効活用すべきだとは認識しておりますが、先ほど申しあげましたように、直ちに予算化してシフトされていないのが現状でございます。

今後、市全体への温暖化対策にシフトできますよう、仕組みづくり等に向け、今後検討してまいりたいとは考えております。

○安藤委員長 田橋参事。

○田橋産業振興課参事 そうしたら、鳥飼なすの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

鳥飼なすびにつきましては、先ほど言いましたように、肥料が要るとか、水やりを毎日しなくてはならない、枝取りの業務とかいう、そういうふうで、すぐく手間がかかる作物でございます。

それで、私どもとしまして、全農業者に対して、この鳥飼なすをつくるについては、産地づくり交付金として補助金を出すということも周知しております。



でも、やはりこのなすびというものは、いや地といいますか、毎年同じところでつukれない、連作がきかないというようなことでありまして、畑でつukる場合は、3年か4年間あけなければ、同じところでつukってもなりが悪いというようなものでもございます。

4月になれば植木市を開催するんですけども、その場合でも、鳥飼なすの苗を売り出ししています。これも、結構、市民の方が買って帰られますので、自家用としてのなすびは、各個人で相当植えておられると思います。

それと、地産地消の関係なんですけれども、9月になれば、学校の給食ですね、全小学校の給食に対しての食材も提供しております。統一メニューですので、全校同じ日に給食をつukるということで。あとは、保育所に対しても食材の提供をしております。保育所は去年からだったんですけども、保育所に食材を渡したら、ああ、それはいいことやということで、地産地消の関係で、小学校に鳥飼なすのそういう指導してんねやったら、保育所でもしてほしいということで、もうその時点では苗がなかったもんで、20年度から、保育所に対してもそういう作付指導をしにきてほしいという要望はもう受けております。ですから、前向きに、小学校と同じように指導しにいこうというようなことで考えております。

公立の幼稚園なんですけれども、公立の幼稚園は、全園児に対してなすび1個配りました。これも去年配っております。あとは、市内の老健とか特養の施設、こちらの方にも、鳥飼なす、生なすですけども配っております。

そういうことで、地産地消ということで、鳥飼なすの啓発も兼ねて、そのような方向で進んでおります。

○安藤委員長 水田次長。

○水田生活環境部次長 エコアクション21の取得後の展開ということでございます。

まず、ごみの減量という大前提、目標がございまして。それに沿って、何が減量できるかということで活動指標を作成するわけですけども、登録そのものは2年間の登録ということで、登録後1年度には、またその中間審査というのがございまして、その活動の評価を受けるということで、それを公表していくということなんです。

むしろ、その活動の中で評価を受けるわけですけども、それがその場で終わらずに、継続的な改善ということで、3年後には、また改めてその登録申請を行うということで、その活動なども見直しながら、継続して改善していくという取り組みです。

ですから、これが、取得後1年で終わるとかというのではなくて、その目標に向けて継続して行っていくというのがエコアクション21だと私は解釈しております。

その後、ある程度、エコアクション21そのものについては、中小企業とか公共施設そのものにも取り組みやすいシステムでございまして、市内の中小企業ですね、ごみに係りますいろいろなものに対する事業所に、そういうエコアクション21の取り組みそのものについても呼びかけていければなというふうに考えておまして、今度、その率先行動として、環境センター、環境業務課、それから、リサイクルプラザの中の活動も公表しながら、将来的には呼びかけていきたいなというふうに考えております。

○安藤委員長 上村委員。

○上村委員 そしたら、3回目させてい

たきます。

まず、地域活性化補助事業ということで、今、答弁ありましたけれども、やはり現在やっていることに本当に問題はないのかという起点も必要ではないかなと思ってますし、やっとなところは、たくさん、喜びながらやってると思うんですけども、それ以外、やっぱり問題点もあるのではないかなと思ってますし、この制度が始まって10年近くなりますよね。やはり一度ここで、もうマンネリ化しておるところもありましょうし、一度、もう一遍、再構築ね、一遍廃止して、新しい制度に持っていくような、そういった観点も必要ではないかなと思っております。

だから、このコミュニティ活動基本法という国の方で動きがありますが、やはり摂津の今の地域活性化事業も、一度見直す時期にきとるのではないかなと思う。今だったら、それは既得権みたいな形になってずっと続いてますけれども、やはり一遍それもう廃止しますと言ったとき、どういう反響があるかとか、そういう評価もしていただかないと、やはりその事業のありがたみとか、いや、もっとさらにやりますというところも出てくるのではないかなと思う。ずっと今までみたいに流れ的にやっていきますと、そのことがもう当たり前みたいなことになって、当初の意識、目的もだんだん薄らいでくるのではないかな。そういった、一遍やめますみたいなアクションも必要ではないかなと思ってます。

そういった取り組みが、今後求められてくるのではないかなと思ってますし、それが地域活性化につながるいい方法になるんじゃないかなと思ってます。

コミュニティの施設ということで、コミュニティセンターを安威川以南にとい

うことで本会議でも質問ありましたけれども、地元のコミュニティの活性化のための支援ということであれば、そういうことも必要ではないかなと思ってますし、さらに、そのやっぱり中身が、ソフトがきっちりしていかなかったら、設備をつくっても意味がないという気がしますので、そのための、やっぱりそういったコミュニティ活動を摂津市でバックアップしていくために、やっぱり一度この地域活性化補助事業というものを根本から見直すような取り組みが、20年度の中でできないかなと。次の総合計画の中にはそういったことも入れながら、次の世代の摂津の住民自治のあり方というものを考えていく必要がきてるんじゃないかなと思って、このことについて、これは政策判断も入りますので、よろしくお願ひします。

次に、特定健康診断の件につきましてですけれども、これは、制度が変わって、僕も、担当者が大変だという気が、重々わかります。ましてや市民は一緒なんです、市民は今までどおりきてますから、ただ、役所の中の制度が変わったんで、担当者もそれに応じて、お金もきっちり出どころを明確にしておかねばならない。市民は、受ける方は、別にお金の出どころ、どこで変わろうが一緒なんで、しかし、役所という公的、税金も使うということで、きっちり出どころを明確にするために、そのことがやっぱり市民に迷惑になったらだめなんです。それが起こらないように、市の対応としてきっちりしなければ、そこが非常に市の職員が苦労されているところかなという。やっぱり市民に対して、そういう迷惑かからないように、きっちり職員に対応するということが、非常に大事なことで、すし、気苦労もあると思います。やはりそこはリー

ダーの方がきっちり支援することも必要ではないかなと思ってますし、当然、これは佐藤部長も十分認識されとると思えますけれども、そこら辺について、ちょっと意気込みというか、どういうふうにとらまえておられるのか、ちょっとそこをお聞かせ願います。

温暖化については、そういう答弁ありましたけれども、やはりこれからの地球的な注目を浴びてるこの地球温暖化について、洞爺湖サミットがありますし、14日にはG20と言うてましたね、新聞では、前段の会議があって、7月に向けていくんだという、もうそういう動きが温暖化に対してはあるわけなんで、摂津も、南千里丘の開発の中で、エコクレジットの導入をするという、世界でも先進的な取り組みをされている。その摂津市が、やっぱり地球温暖化に対してはこういう取り組みをしていますということも、PRしていく必要もあるのではないかなと思ってますし、やはり豊中市が、CO2、2050年、70%というとてもない数字を掲げましたけれども、政府は、2050年に50%削減という、これは数字を出してましたけれども、摂津は、2010年に5%という数字がありますけれども、やっぱり2050年に向けて何をしていくかということのをきっちりしていかなければ、今、エコオフィス推進プログラムII、これも5%ですけども、非常に責任の所在が不明確なんです。これ達成できなかつたらどうなるんかということ、5%達成しなかつたらどうなる。別に、市民に迷惑かけるわけでもないし、だれも責めるというか、責任をとる、議会で5%に対して、我々が厳しく言うぐらいで、市民に対しては何も迷惑かけてないんで、そういうチェックの甘さがあるんですけども、しかし、これは地球

という観点から見ると、達成できなかつたら非常に迷惑かけるということはありませんけれども、やはりその責任がきっちり明確になつとかないところもありますし、これはやっぱり本部長のやる気しかないんですよ、だから。本部長のこだわりしかないし、本部長は市長ですよ、これ。本部長は市長です。だから、市長のこだわりしかないんですよ、これは。そのことしか、もうやる気しかないんで、市長は、やる気、元気、本気なんで、こだわりを持ってやってくれると思いますけれども、そういったためにも、やはりこれも副本部長おられますので、この地球温暖化に対して、摂津市の取り組み、今後についてどういう方向性を持っておられるのかということについてお聞かせ願います。

その農業振興と保育所と、地産地消ということでは、20年度からは鳥飼なすを新たに保育所の中にも入れていただくという、初めて聞きましたので、そういった形でも、鳥飼なす以外でも、摂津市で栽培できそうな食材があれば、ぜひどんどん連携しながらやっていただきたいということで、それが、しいては農業振興にもつながりますし、ましてや、保育所の食の安全、健全育成ということにもつながりますので、そういった取り組みを、同じ委員会の所管するところであれば連携とりやすいのではないかなと思いますし、教育委員会等々も、農業振興についての連携もとりながら、ぜひやっていただきたいなということは要望しておきます。

以上、私の質問を終わります。

○安藤委員長 答弁を求めます。

紀田部長。

○紀田生活環境部長 地域活性化の中で、地域活性化助成金を平成10年度実施し

てから、まさしく委員ご指摘のとおり、平成20年で10年を越えるということになっております。

そういった流れの中で、やはり事業を見ておられますと、大体似たような事業を同じ地域ではされているのかなというふうに思っております。ただ、それが一概的に否定するものかどうかと申し上げますと、やはり継続することによって参加者がふえていったりとか、意識が深まっていく、そういった面もあろうかと思っております。例えば、医者の治療法でショック療法というようなこともあるというふうには聞いておりますが、それが果たして副作用を伴わないということであればいいんですが、こういうような形で地域で取り組んでおられるようなことを、はい、ことしから廃止しますというような形のショック療法がいいのかなというふうな、そういう疑問も持っております。

ただ、地域でその課題がないかどうかということになりますと、やはりその自治会の加入率の低下であるとか、入っておられても、やはりその自治会の役として当たると、やっぱり生活に負担がかかるから、ちょっと自治会をやめさせてほしいと、そういったような声も聞いております。

そういう意味で言うと、やっぱりコミュニティ単位の、国の方で活動基本法が検討されておられるようなんですが、やはりそこら辺も着目された上で、これからのコミュニティをどうつくっていくか、そういうようなことも基本に据えた上での政策判断だというふうに思います。

私どもも、やはりそういった地域の課題ということにつきましては、自治会さんとお話させていただきながら、何とか自治会加入率を高めるような努力も重ねているわけですが、なかなかこれといっ

た切り札がないということも事実でございます。

ただ、今後の社会の流れを見ますと、やはりリタイアされた方が、どんどん地域でいろいろな役割を担っていただける、そういうようなことも予測されますし、ただ、それを、私どもとして傍観しているということではなくて、やはり市の職員も、この市役所なり壁を取り払った中で、どんどん地域に出向いて行って、そんな地域の活動をいろいろ支えるような活動を展開しながら、やはり金銭でない、やっぱりもっと人間関係を細かくしながら、市民自治を高めるとか、そういう市民参加を募っていく、そういうような手法が我々のとり得ることかなというふうにも思いますので、そこら辺、これは、ただ単に自治振興課だけでなしに、例えば、環境業務課の方でも、その地域担当というのを設けて、ごみ減量の啓発に出向いたり、いろいろな課題に対して、直接地元に出て行ってというような活動も広げておりますので、それが全庁的な対応をとることによって、市民にもアピールしながら、できるだけ地域の活性化も含めて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○安藤委員長 佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 特定健診への移行があと二十日ほどで始まるわけですが、これまで、市の方で実施してまいりました市民総合健診、これから、この特定健診にかわっていくという中で、さまざまな変更が起こってきているという中で、若干、答弁が長くなるかもわかりませんが、全体、仕組み的なことをご説明させていただいて、ご理解を得たいなというふうに考えております。

まず一つは、これまでの市民総合健診、基本的には、16歳以上の市民の方々を

対象に、市の健康推進課が窓口になって実施をしてきたと。実際の実施機関は、摂津市の医師会を経由して、市内の医療機関で実施する部分と、市の保健センターで行う分の二通りだったわけです。

そういう意味で言うと、お金の流れというのは、あくまでも市からいわゆる医師会へ流れる分、市からいわゆる保健センターへいく分という二つの流れ。

なおかつ、もうちょっと詳細申しますと、いわゆる医師会の部分については、実施の件数に単価を掛けた部分が委託料として流れる。保健センターの部分については、いわゆる保健センターのグロスの委託料の中で、市民健診部分を一定になっていただくという形態だったわけです。ところが、この4月からは、現在、市の方で考えておりますのは、基本的には、これまで実施してきた16歳以上の方々は、基本的にカバーできるような取り組みをしたいという基本の中で、国の方から、この特定健診の一定の基準が出されておりますから、それぞれの保険者で担うもの、市の方である程度カバーせざるを得ないものという見きわめをする中で、今回、国保特会で、いわゆる市が医療保険者になってます国保の部分、それと、いわゆる医療保険者の特定健診で漏れる部分、これは、漏れる部分については、国の方は、要は、1年後に受けてもらったらいいいという見解なわけですが、現実、これまで市の方で対応してきた部分がありますので、この部分は、健康推進課で、先ほど、次長の方からもご答弁申し上げてますように、その他健診という形でカバーできる体制を組んでいきたいということで、今回、予算計上しているということでございます。

それから、そうなりますと、具体のその他健診というのは何ぞやということにな

るわけでございますが、まず、一つは、生活保護世帯に対する健診ということです。というのは、いわゆる生活保護世帯については、医療保険に所属しておりませんので、ですから、この方々の特定健診は、基本的には、言えば、生活保護法上で、医療扶助として対象に見込んでおりませんので、現行のままでは、生活保護世帯は除かれてしまうということになりますので、これらの方々への健診機会をやはり保障したいということが1点。

それから、いわゆる医療保険者の特定健診、これは、すべての医療保険者に、保険の本人、扶養家族の方、全部、健診義務が生じているわけですが、盲点が1点だけございまして、これは、いわゆる4月1日現在に医療保険に属している方が対象になっていると。そうなりますと、例えば、国保のレベルで説明いたしますと、4月2日以降に、茨木市から摂津市に引っ越してきた方、これは、実は、その年度時は、摂津市の、いわゆる4月2日に摂津の国保の被保険者になっても、摂津の国保の特定健診の対象から除外されてしまうという仕組みになっているわけです。

例えば、4月1日には摂津の国保に入っておって、5月に会社勤めをして、社保に切りかわったと、こういう方も除外されてしまうと、こういうような仕組みになってますので、同じ市民であっても、特定健診の機会が当該年度中奪われてしまうケースが出てくるということで、この二つの部分を対象に、ある程度、健診の機会を、市として一般施策として保障していきたいという考えをいたしております。

それから、いわゆる16歳から40歳までの部分、若年者健診の部分でございますが、いわゆる国保に加入されている

方は国保の方で面倒を見るわけですが、社保の扶養の方で、16歳から40歳までの方については、いわゆる社保の医療保険者の義務がありませんので、この部分についても一般施策として持っていきたいと。

それから、当然のごとく、40歳から74歳までについては、それぞれの医療保険者の方で対応すると。また、75歳以上については、この4月から発足する後期高齢者の広域連合の方で対応すると。そういう形でやりまして、個別の具体の部分で申しますと、非常にややこしい話にもなるんですが、いわゆる16歳から40歳までは、国保の分と一般施策として対応する部分が生じてくる。40歳から74歳までについては、国保といわゆる医療保険者の特定健診から除外される方々の部分は一般施策として持つ。75歳以上については広域連合で持つというような形で、細切れになって、それぞれ対応が分かれてまいりますので、ただ、いずれにいたしましても、あくまでも摂津市民という観点で、できるだけ健診機会の漏れ落ちのないような形で対応したいと。

それから、また、あわせまして、具体の国保の部分で申しますと、これまでは、市内の医療機関ないし保健センターというようなことで健診を実施してきたわけですが、5年後には65%の受診率のペナルティーがかかるということも政府の方から明らかにされておりますので、そういう部分も含めて、やはり健診機会を拡大して、一人でも多くの方に健診を受けていただけるような取り組みをしたいというようなことで、実は、大阪につきましては、大阪府下43市町村が、大阪府の医師会と契約を結びまして、実は、この4月1日付の契約になろうかと思う

んですが、本市森山市長が代表者になって、医師会と43市町村一括のこういう特定健診の契約を結んで、大阪府内のいわゆる契約医療機関である、どこでも同一単価で受診できるような形にやっていくというような取り組みもしながら、できるだけ、これまでの健診を受けてこられた方々の健診機会が奪われることがないように、また、できるだけ、この特定健診の受診率が向上するように取り組んでまいりたいというふうに考えてますので、よろしくご理解を賜りたいというふうに思います。

○安藤委員長 副市長。

○小野副市長 地域活性化事業については、今、紀田部長から答弁いたしましたけれども、ちょっと補足いたします。

委員ご指摘されてるように、この当初の発足から私も横におりましたので、たしかこれは3年間で、一定の見直しを含めた形をするという形で答えてやったものだというふうには理解しております。

そして、その当時、地域からふつふつとそういう熱き思いがあって、何とか市長してくれというものではなくて、当時の、むしろトップの方の熱き思いで、これも必要なんだと。それについて、議会の方からも、そうであれば、3年間の間に実績を見た上で、それでもう一度議論すべきではないかと。ところが、今言われたように、一たん地域におろしますと、なかなかこういう制度は見直しができない。今日まで、行革の観点からも、費用対効果でこの活性化補助金を見直しすべきという議論の中で、私も相当これ議論をした経過は今でも覚えております。しかし、なかなか一朝一夕にこれをいきなり廃止とかそういったことが難しいと。やっぱり根づいておるということを経験した経過があります。

もう一つは、この活性化補助金が、当初の予測どおりにすべてがうまく動いておるかということは、私は、それはなかなか言い切れないなということも実感として持っております。

そういったことで、20年度は、このことについて動かしていかざるを得ないと思いますけれども、一度、これからの、今ご指摘の、そういう法的な問題だとか、住民自治であるとか、地域自治、それから、地域の問題、課題は地域で整理していく、安威川以南の地域コミュニティの問題も出てまいりますし、紀田部長が言いましたように、一気に団塊世代の退職者が地域に帰っていく、それを地域で活用される、それらの総合的な問題の中で、やはり頑張って地域活性化をやっておられる地域もたくさんあるわけですから、やはりそれ一遍、問題提起をきちっとできるように市でまとめて、もう少しこういうふうにしていきたい、こういうふうにしてやらせてほしい、こういうリニューアルしたいというようなことを前から議論しておりますので、その点は、一部抜けておることがありますから、それは難しさはありますが、この20年度の中で、一定庁内議論をした上で、今、委員ご指摘されたように、これは、自治振興課とか我々だけのことでなくて、もう少し広い、地域にかかわっていることがたくさんありますから、これ、私の方で、一度この議論をきちっとしてみたいなと。そして、地域がもう少し活性化するような、自治会管理の問題は前から言われておりますから、そういったものもうまくいけるような方策がないか、これは、一度、課題としてとらまえさせてほしいなというふうに思います。

それから、もう一つの、環境問題でありますけれども、ご承知のように、この

2月23日の夕刊に、日経の一面に、南千里丘のこれが出ました。日経でありますから、相当影響力があったらろうなというふうには思います。

それで、生活環境部の方でごみ減量、これ答弁いたしておりますように、府下ナンバー1であるとか、環境家計簿の問題であるとか、エコに対する形であるとか、エコアクション21であるとか、様々な取り組みしていこうと。

それから、トップダウン言われましたけれども、例えば、職員の車をどうするかという問題は、今まで20日、21日のノーマイカーデーでいろいろな議論が何か進まなかったと。これも市長の方で、やるならやろうと、きちっとやろうということで、いろいろ問題ありましたけれども、職員組合とも協議する中で、市民に求めていくまでに、職員のこの問題をどうするかということで、一定の解決を図ってまいりました。

それで、私が思いますに、そういう形をやる場合に、先ほど言われたように、きのうも総務常任委員会であったんですが、総合計画の四つの視点ということで担当が答えておりました。いいことを言っておりました。それは、総計が財政裏づけがないものになってはならない。そして、だれがつくったかわからないものであってはならないと。議会を巻き込む、市民を巻き込む、まず職員が、その総計のきちっとした自分のビジョンを持ちながら、いかにそれに取り組めるかという計画をすべきだということを、このことの四つの視点を言っておりました。

その中で、ある委員さんが、例えば、多治見市でしたか、ああ、そうだったんですね。多治見市が、本当に環境問題の関係をやるのであれば、すべての施策の中に、その担当部長か課長が必ず横に

おるんだよという議論がありました。私は、それは一つの視点だというふうにきのう思っておりまして、こういうことをやる時に、縦割り行政の中で、先ほど、市営住宅言われましたけれども、そういうことが根づいておらないと、縦割り行政の中で進められるという節はあるわなと。それで、この地球温暖化の問題でこういうことをやっていくとなれば、ここからどうやってまちに出していくのという議論もありました。そうしますと、この総計に位置づけるときに、きちっとそこを位置づける仕組みづくりの中でだめだなというのが一つ。これ一遍考えてみようということが一つ。

それから、もう一つは、一つ一つの施策を私どもで議論したときに、必ず環境の意見聞いたかと、環境を通してこいと、こういうことを常にやっておかないと、必ず、日々動いておりますから、抜けてしまう可能性があるなど。こういうことを一つ一つ積み重ねていくことが非常に大事ではなかろうかなと。きのう、総務常任委員会でもたまたま聞いておりまして、私、きょう初めてそういうこと言うんですが、これはひとつきちっと総計での位置づけと、個々の施策におけるエコの位置づけは、こういうものがあるだけに、これは民間が主体でやりますが、市の主体でやる時に、これとは全く違う形で出たんだったら、これは本末転倒でありますから、きのうの総務常任委員会でも聞いておりましたら、そのシステムづくりを、簡単に言えば、このことは、生活環境部、環境対策課と議論してきたかと、エコの視点は入っておるのかというようなことを、これは、私、たまたま聞いておって、そういうことを部長会で今まで言わなあかんこと、もう一度、システムづくり、総計のときにつくるときの一つ

のシステムとして、これは根づく、息吹かせるということは非常に大事だなと思っておりますので、そういうことも一つ考えながら進めていきたいなと言うのを実感として持っているということでございます。

○安藤委員長 ほかに、質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時36分 休憩)

(午前11時38分 再開)

○安藤委員長 再開します。

議案第7号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 それでは、歳入に関しまして、1点お聞きしたいと思います。

予算書の5ページ、退職金共済掛金についてでございます。

掛金の予算額が、昨年、一昨年と比較して、減額が続いておりますが、これは会員数の減少によるものと認識しておりますが、昨年の11月の決算の委員会では、会員拡大に向け努力していくということでありましたが、その後の取り組みと、それによる成果がありましたら、ここでお聞かせ願いたいと思います。

○安藤委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 南野委員からの共済会員の拡大に向けた取り組みとその成果についてご説明申し上げます。

産業振興課におきましては、年一回、広報紙における商工特集号を、市内約4,000社に送付しております。

平成19年度の特集号は、10月15日号で、その際に、パートタイマー単独



の勧誘チラシを作成、同封し、その後、事業所からの問い合わせに対しましては、担当者が訪問いたしてまいりました。

その結果、10月上旬で204名でありました会員数が240名までに回復しております。ただ、現在は、退職シーズンでもありまして、231名になっておりますが、4月に入りましたら、各事業所での新たなパート就労者も見込まれ、あわせて総会シーズン等に入り、各事業所とのかかわりもふえてまいりますので、引き続き、制度の周知、勧誘に努力してまいりたいと思います。

○安藤委員長 南野委員。

○南野委員 ご答弁ありがとうございます。

4月1日からは、パートタイマー労働法が改正されて、パートタイマー労働者が働きやすい環境づくりが一層求められる中、労働者福祉の面からも、当制度は有意義なものでありますので、どうか、引き続き、利用拡大を図られますよう、よろしく願いしておきます。要望としておきます。

○安藤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 以上で質疑を終わります。

続いて、議案第42号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時42分 休憩)

(午前11時43分 再開)

○安藤委員長 再開します。

議案第25号及び議案第26号の審査

を行います。

本2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 議案第25号、摂津市犯罪被害者等支援条例制定の件についてでございます。

初めに、犯罪被害者が泣き寝入りしない公正な社会を目指せるよう、本市におきましても支援条例を制定されたことは高く評価いたします。

ここで、2点お聞きしたいと思うんですけれども。

1点目に、市の責務として、第4条の第2項にあります、市は、犯罪被害者等の支援のための、施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力に努めなければならないとありますが、この関係機関等とはどのような機関か、また、どのような連携体制であるのか、お聞かせいただきたいのと、2点目に、次ですね、市民等の責務として、第5条にございます、市民及び事業者は、犯罪被害者等の名誉または生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならないとありますが、具体的にどのようなことに対しての支援の協力なのか。それと、市民及び事業者とありますが、ここで言う事業者とはどのような事業者であるのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上で1回目終わります。

○安藤委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 支援条例の第4条の第2項ですが、関係機関等ということでございます。これは、定義のところの3号に、関係機関等というふう書いておりまして、これ、国、大阪府その他関係機関、それから、犯罪被害者等の支

援を行う民間の団体、その他関係する者を言うということで、その中の、その他関係機関とは書いとるんですけれども、これは、保健所であるとか、警察であるとか、犯罪被害者の支援協議会であるとか、いろいろな団体がございます。あと、民間の団体としましては、NPOの大阪被害者支援アドボカシーセンターというのがございますが、そういう団体になるかと思えます。

それと、関係機関との連携でございますが、これは、まさしく犯罪被害者の窓口になります、市のOB職員が相談を受けたり、助言したりということになるかと思うんですけれども、その中で、役所内の、虐待関係、DV関係、福祉関係、健康推進関係、いろいろな関係課との連携、また、市内の自治会なり民生委員さんとの連携ということになってこようかと思えます。

それと、第5条の、市民等の責務の、この支援の中身でございますが、これは、市民の方については、この条例をつくります上での検討会も開かせていただいたんですけれども、その中に、全国犯罪被害者の会の幹事の方も入っていただいて、当事者といたしますか、犯罪被害者の当事者の方にも入っていただいたんですけれども、その方のご意見もございました。やはり犯罪被害に遭った直後については、付近住民の方の援護といたしますか、理解が大変助かると。例えば、食事、お握り御飯一つでも非常に助かると。例えば、葬式のときの着がえだとかそういうふうなことで助かるというふうなこともございましたので、そういう市民の方の犯罪被害者に対する支援のことを責務として上げております。

それと、市民及び事業所につきましては、これは、第10条の就業の支援にも

ちょっとひっかかってくるんですけれども、基本的には、市内の事業者というんですか、会社というんですか、個人の事業者も含めてにはなりますが、当然、市外の事業者についても啓発するというようなことも係ってくるんですけれども、基本的には、事業者というのは事業主といえますか、会社の事業者ということになります。

○安藤委員長 南野委員。

○南野委員 ご答弁いただきまして、わかりました。

犯罪被害者等にとりまして、より身近な公的機関であります本市の取り組みが非常に重要であると考えます。

関係機関等との連携を慎重にとりましていただきまして、犯罪被害者等が被害を受けてから、再び平穏な生活を取り戻すまでの間、途切れることなく支援を行っていただきますようお願いしておきます。要望としておきます。

○安藤委員長 山崎委員。

○山崎委員 何点かお伺いしたいと思います。

まず、25号の8条、9条、日常生活支援、家賃等の補助の中身、これ要綱でということ、おとといの委員会で伺いました。実施は7月ということですが、要綱は議会に諮ってこないと思いますので、それまでに委員会、全員協議会などに示していただけるのかと思っております。それをちょっとお聞きしたいと思います。

ですから、ちょっと意見も入れておきたいと思うんですが、まず、国の指針にあるということなんでしょうけれども、家事支援に、一部自己負担金がかかるということも、おとといわかりました。この自己負担がかかるということについてのお考えを聞かせていただきたいと思

ます。

それと、一番問題なのは、支援を行う対象の規定だと思うんですけども、要綱、規定で定められることになると思うんですが、現在どのように考えておられるのかお聞かせください。

見舞金の場合は25号の方で、規定が、殺人、傷害の事件に限っているようなんですけども、傷害の程度については規定がありません。軽傷でも10万円の支給があるのか、制限を加えていくのか。おとといの委員会では、災害見舞金と同じように、全治1か月ということにも触れたかと思うんですけども、今回、同時に後から出てくる27号の災害見舞金には規定があるんですけども、26号の規定にないというのは、これは盛り込む必要があるのではないかと思うんですが、お考えをお聞かせください。

そして、25号の条例の方で、これがすべての犯罪被害者を想定しているのであれば、例えば、窃盗の被害、こういうのにもかかってくるということになれば、この被害額の額ですとか状況で、被害者の方への生活に及ぼす被害状況、変わってくると思うんです。盗まれたお金の性格というのもあるんです。例えば、運用目的で借りてきて、置いておいたお金が取られた。もしくは、預かったお金が被害に遭われたという場合は、使うお金もなくなり、借金も生むというような二重の被害に遭われるということにもなるので、単純に被害額で線引きというのも難しいと思うんですけども、この辺のお考えもお聞かせいただければと思います。

○安藤委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 7月実施ということで、要綱が示せるかどうかということでございますが、現在、法制文書課等とまだ要綱の調整をしております、基

本的な事項については大体決めておりますが、まだ完成したものが今できておりませんので、できるだけ実施までの早い時期にお示ししたいと考えております。

それと、自己負担で、ヘルパー派遣、いろいろな施策が三つほどあるんですが、その中の、自己負担につきましては、やはり他市の先進都市といいますか、杉並区の方でも、ヘルパー派遣につきましては、費用負担をかけておられますという事例がございましたし、また、ヘルパー派遣の場合、介護保険であっても、高齢者の日常生活支援であっても、障害者自立支援法であっても自己負担をされているというふうなことで、一定、そういう考えに基づきまして自己負担をお願いしたいと考えております。

それと、殺人、傷害というような規定でございますが、一応、傷害の場合は1か月ということで、これは、第26号の見舞金条例の第2条の第2項の、犯罪被害の場合は、全治1か月以上というようなことで上げております。これにつきましては、おとともご答弁申し上げたんですけども、この見舞金につきましては、国の犯罪被害者等給付金の支給に関する法律というのがございまして、その中でも、1か月というふうなことで規定をしておりますので、それに準じた形であわせていただきました。この問題についても、検討会の中で若干議論がございました。今現在の福祉の見舞金が、例えば、今でしたら十日以上とかいうことがございましたが、委員の中からも、例えば、余り短い期間で統括すると、何ほども出てくるといいますか、ある程度重傷といいますか、1か月ぐらいの期間を決めた方がというような意見もございましたし、全国各市の条例制定をやっている市を調査しましたが、全国36ほどの、

犯罪被害者の見舞金オンリーですか、そういう条例をされておるところがございました。その36市町村のほぼ6割ぐらいが、やはり1か月以上というようなことで決めておられるという調査も検討会の方で報告させていただいた中で、1か月というふうなことで決まりました。

それと、すべての犯罪被害者になるのかというようなことで、一応、支援条例につきましては、犯罪等の定義のところ、犯罪及びそれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為ということで、これにつきましては、大阪府の指針でも、国の基本法でも書いておるんですけども、これと同じにあわせていただいたんですけども、犯罪とはというようなことで、犯罪とは、殺人、強盗、放火、強姦、傷害、業務上過失致死等ということで、刑法、その他我が国の刑罰法令に触れる行為を意味するというようなことで、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とはということを書いておまして、犯罪ではないが、これに類する同等の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為を言うというようなことで、基本法の方では、すべてのと申しますか、軽傷であってもというふうなことで、財産犯も全部の犯罪が入るというようなことの定義でございまして、見舞金につきましては、また別に定義が、犯罪行為というようなことで書いております。これは、先ほど、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律と同じような定義になっております。

それで、ここについては、ある程度、見舞金の支給については絞るというふうなことで、支援条例で行きますと、身体犯とか経済犯とかすべてに入ってくるんですけども、やはり現金給付ということになりますと、ある程度、身体障害に

対する故意犯というようなことで規定をせざるを得ないかなということになっております。

ただ、見舞金の、犯罪行為については、過失を除くというようなことで、交通事故とか業務上過失致死につきましては除いておるわけですが、定義につきましては、すべてというようなことでいきますと、支援条例と見舞金と、若干その対象者が変わってくる、定義が変わってくるということでございます。

○安藤委員長 山崎委員。

○山崎委員 犯罪被害者の規定のところですけども、やはり線引きはきちんとしてもらわないと難しいと思うのがあるんですけども、単純等、ただ単なる窃盗であっても、金額が大きかったら、ショックで寝込んだので、家事派遣をしてほしいとかいうようなことにもだからなってくると思うんです。理念は非常に評価できると思うんですが、制度があっても、その条件が厳し過ぎるというのもしんどいと思うんです。困っているのに、非常に使いたいけれども、これは規定で断ります。つまり、例えば、被害者の方が、窓口で、もうちょっとけががしてこいと言うんかいというような話になっても困りますし。逆に、不正ではないにしても、ちょっと要らん部分でもやってもらえるんならやってもらおうかというようなことになっても困る制度だと思いますので、このバランスがしっかりとれる運用の制度をまた示していただきたいと思います。

示していただけるなら、委員会とか全員協議会などにも出してもらえるということで、先ほどの答弁よろしかったんでしょうか。それだけちょっとお聞きしておきます。

○安藤委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 要綱につきまし

ては、法制文書課と整理ができ次第、ご提示したいと思います。

○安藤委員長 紀田部長。

○紀田生活環境部長 特に、見舞金支給の件なんですけれども、やはり私ども、既に福祉の方で見舞金、これは犯罪も含む対象で実施されておりましたが、そういう運用もお伺いする中で、やはり非常に判断が難しいと申しますのは、例えば、けんかで片方が被害を受けられた。ところが、起因したのは、被害を受けられた方が最初のけんかのきっかけをつくったとか、そんないろいろな事例を、なかなか、そしたら、両方がお会いして話を聞ければいいんですが、逆に、もう片方の側からしか聞けないというような場合もございます。そんな事例も考えると、やはり一定何らかの線引きは必要かなというふうなことを考えております。それについては、一定、身体犯、なおかつ、やはり全治1か月というようなことで、これについては、要は、給付したら、金欲しさ言うたらおかしいですけども、そういう方もあるやもしれませんので、そこら辺の、まず最初のハードルは高くしておいて、ただ、運営については、やはりいろいろな実態をお伺いする中で、一定それを緩めるということではなくて、やっぱり精神的なサポートが、まずそういった被害を受けておられる方については重要だというふうに認識はしておりますので、金銭というよりも、やはり相談対応という中で、できるだけ対応してまいりたいというふうに考えております。

○安藤委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午後0時1分 休憩)

(午後1時 再開)

○安藤委員長 再開します。

議案第27号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 それでは、議案第27号 摂津市災害見舞金の支給に関する条例の制定の件につきまして、1点だけお聞きしたいと思います。

提案理由としまして、摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例との整合性の確保を図るため、本条例を制定するものであるということをございませけれども、現行の災害見舞金給付事業と比較いたしまして、ちょっと確認させてもらったんですけども、これは、交通事故と水死事故等が削除されてるかなと認識いたします。

その辺、どのような基準でなくなったのか、この1点だけお聞かせ願いたいと思います。

○安藤委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 それでは、ご答弁申し上げます。

交通事故につきましては、条例の制定当時に比べまして、自動車損害賠償責任保険、いわゆる自賠責保険などが充実するとともに、ひき逃げ、無保険者による事故につきましても政府補償事業がございます。

また、自賠責責任保険の目的につきましては、交通事故が発生した場合の被害者の補償でありまして、自動車及び原動機付自転車を使用する際に、保険加入が義務づけられていることから、このような、いわゆる強制保険の存在を前提といたしました交通事故につきましては、他の、地震、風水害、火災などの災害と少し同じレベルで論じることは難しいので

はないかなというふうに考えております。

さらに、交通事故の場合、その程度は別といたしまして、当事者双方に過失のある場合が多いわけですが、自動車安全運転センターが発行します、交通事故証明書につきましては、事故の原因、それから、過失の有無と、その程度を明らかにするものではないことから、どこまで、交通事故を災害という概念でとらえるかということは非常に判断が難しいところでもございまして、本来は、やはり保険制度の中で対応されるべきものではないかというふうに考えております。

また、水死事故につきましては、本市の条例におきましては、市内のというふうに限られていることもございまして、少しそれは見舞金の趣旨からしてもおかしいのではないかなと思いますし、この第2条で上げてますのはあくまで例示でございまして、ちょっとやはり、先ほど申し上げましたように、地震、風水害、火災などの災害と同等レベルで例示として掲げるのは適切ではないということで、今回、条例改正に伴いまして廃止させていただいております。

○安藤委員長 南野委員。

○南野委員 ご答弁いただきまして、一定理解したんですけれども。

私思うんですけれども、車の交通事故に関しましても、自賠責保険と任意保険入ります。自賠責は、これ必ず入らないと車に乗れない保険ですけれども、例えば、もう自賠責保険にも入らなくて車に乗っておられる人も中にはいるかなと思うんですけれども、その車で交通事故が起こったという場合も一つ考えられるのかなと思うんですけれども、それがちょっと僕はひっかかりますので、もしあれば答弁いただきたいと思います。

○安藤委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、いわゆるひき逃げあるいは保険に入っておられない方が運転されて事故を起こした場合につきましても、政府補償事業という形で、被害者の方に補償する制度がございまして、それがございまして、そういったことから、今回、そういった方も含めまして、何らかの形での補償の制度がございまして、改めて災害見舞金という形の対応は、重なるのではないかということで廃止させていただきまして。

○安藤委員長 南野委員。

○南野委員 わかりました。ありがとうございます。

○安藤委員長 ほかにございせんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 以上で質疑を終わります。  
暫時休憩します。

(午後1時4分 休憩)

(午後1時5分 再開)

○安藤委員長 再開します。

議案第3号、議案第4号、議案第12号及び議案第40号の審査を行います。

本4件のうち、議案第4号、議案第12号及び議案第40号については、補足説明を省略し、議案第3号について補足説明を求めます。

佐藤保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 議案第3号、平成20年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございまして、8ページ、款1、国民健康保険料、項1、国民健康保険料、目1、一般被保険者国民健康保険料は、前年度に比べ2.9%の減となっており、収納率は、現年度分が92%、滞納繰越分は13%を見込んでおります。

目2、退職被保険者等国民健康保険料は、被保険者の減を反映し、前年度に比べ61.9%の減となっており、収納率は、現年度分が97%、滞納繰越分は18%を見込んでおります。

なお、平成20年度の医療分保険料は、所得割料率を1000分の68.7、均等割年額2万8,080円、平等割年額2万2,680円、平均改定率はマイナス16.01%。介護納付金分保険料は、前年度と同率でございます。

次に、新たに設けられました支援分保険料は、所得割料率が1000分の15.5、均等割年額6,720円、平等割年額5,520円を見込んでおります。

9ページ、款2、使用料及び手数料、項1、手数料、目1、督促手数料は、前年度に比べ0.9%の減となっております。

10ページ、款3、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、療養給付費等負担金は、前年度に比べ7.4%の減で、老健拠出金、介護納付金の減額によるものでございます。

目2、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ56.2%の増で、高額医療費共同事業拠出金の増に伴い、その4分の1の法定負担分の増額を見込んでおります。

目3、特定健康診査等負担金は、特定健診、特定保健指導に係る法定負担分でございます。

11ページ、項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金は、前年度に比べ7.6%の増となっております。

款4、療養給付費交付金、項1、療養給付費交付金、目1、療養給付費交付金は、前年度に比べ57%の減で、退職者医療制度の廃止に伴い、被保険者が減少することによるものでございます。

12ページ、款5、前期高齢者交付金、項1、前期高齢者交付金、目1、前期高齢者交付金は、65歳から74歳の医療費の財政調整に係る交付金でございます。

款6、府支出金、項1、府負担金、目1、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ56.2%の増で、先ほどの国庫負担金でのご説明と同様に、高額医療費共同事業拠出金の増に伴い増額を見込んだものでございます。

目2、特定健康診査等負担金は、特定健診、特定保健指導に係る法定負担分でございます。

13ページ、項2、府補助金、目1、事業助成補助金は、前年度に比べ32%の減。

目2、老人医療波及分補助金は、前年度に比べ22.1%の減。

目3、障害者医療波及分補助金は、前年度に比べ13.6%の減となっております。

目4、財政調整交付金は、前年度に比べ4.3%の減となっております。

14ページ、款7、共同事業交付金、項1、共同事業交付金、目1、高額医療費共同事業交付金は、拠出額の増に伴い、前年度に比べ59.5%の増となっております。

目2、保険財政共同安定化事業交付金は、拠出額の増に伴い、前年度に比べ9.1%の増となっております。

款8、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ7.2%の減で職員給与費等繰入金及び保険財政安定化支援事業繰入金の減が主なものとなっております。

目2、保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ0.6%の増となっております。

15ページ、款8、諸収入、項1、市預金利子、目1、市預金利子は、前年度

と同額。

項2、雑入、目1、一般被保険者第三者納付金、目2、退職被保険者等第三者納付金、目3、一般被保険者返納金、目4、退職被保険者等返納金は、過去の実績を勘案し計上させていただいております。

16ページ、目5、雑入は、前年度と同額を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、17ページ、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は、前年度に比べ8.3%の減、主に人件費の減によるものでございます。

18ページ、目2、連合会負担金は、前年度に比べ13.6%の減。

目3、市町村部会負担金は、前年度と同額となっております。

19ページ、項2、徴収費、目1、賦課徴収費は、前年度に比べ44.2%の減で、平成20年度から、保険料の特別徴収が開始されることに伴い、負担の公平を図るため、前納報奨金、口座振替奨励金を廃止することに伴うものでございます。

20ページ、項3、運営協議会費、目1、運営協議会費は、前年度と同額。

21ページ、款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費は、前年度に比べ52.3%の増で、65歳以上の退職被保険者等が一般被保険者に移行し、一般被保険者数が増加するための増で、一人当たりの療養給付費費用額は、若人が約17万7,000円、高齢受給者が約52万9,200円、未就学児が約24万8,200円を見込んでおります。

目2、退職被保険者等療養給付費は、前年度に比べ66.9%の減で、一人当たりの費用額は約38万5,000円を

見込んでおります。

目3、一般被保険者療養費は、前年度に比べ52.7%の増。

目4、退職被保険者等療養費は、前年度に比べ55.6%の減で、これらは、65歳以上の退職被保険者等が一般被保険者となることによる増減でございます。

目5、審査支払手数料は、前年度に比べ5.1%の増で、審査支払件数の増加によるものでございます。

22ページ、項2、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ20.6%の増。

目2、退職被保険者等高額療養費は、前年度に比べ57.4%の減となっております。

23ページ、項3、移送費、目1、一般被保険者移送費、目2、退職被保険者等移送費、24ページ、項4、出産育児諸費、目1、出産育児一時金は、いずれも前年度と同額でございます。

項5、葬祭諸費、目1、葬祭費は、前年度に比べ16.7%の減で、1件に当たり、支給額を5万円に改定いたしますが、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療保険に移行し、件数の減が見込まれるため、総額では減となるものでございます。

25ページ、項6、精神・結核医療給付費、目1、精神・結核医療給付金は、前年度に比べ12.2%の増で、支給件数の増加によるものでございます。

26ページ、款3、後期高齢者支援金等、項1、後期高齢者支援金等、目1、後期高齢者支援金は、後期高齢者医療保険の医療費に対する支援金、目2、後期高齢者関係事務費拠出金は、後期高齢者支援金等に係る事務費でございます。

27ページ、款4、前期高齢者納付金等、項1、前期高齢者納付金等、目1、



前期高齢者納付金は、65歳から74歳の医療費の財政調整に係る納付金、目2、前期高齢者関係事務費拠出金は、前期高齢者納付金等に係る事務費でございます。

28ページ、款5、老人保健拠出金、項1、老人保健拠出金、目1、老人保健医療費拠出金は、前年度に比べ89.2%の減で、後期高齢者医療保険の開始により、概算医療費拠出金が減となるもので、目2、老人保健事務費拠出金も、前年度に比べ90.6%の減となっております。

29ページ、款6、介護納付金、項1、介護納付金、目1、介護納付金は、前年度に比べ13.4%の減で、前々年度精算拠出額の減少に加え、第2号被保険者数の減少に伴うものでございます。

30ページ、款7、共同事業拠出金、項1、共同事業拠出金、目1、高額医療費共同事業医療費拠出金は、前年度に比べ56.2%の増。

目2、保険財政共同安定化事業拠出金は、前年度に比べ13.4%の増。

目3、高額医療費共同事業事務費拠出金は、前年度に比べ194.7%の増。

目4、保険財政共同安定化事業事務費拠出金は、前年度に比べ65.2%の増となっております。

31ページ、目5、その他共同事業事務費拠出金は、前年度と同額となっております。

款6、保健施設費、項1、保健施設費、目1、特定健康診査等事業費は、平成20年度から、40歳以上の被保険者に対し、生活習慣病に着眼した健康診査及び保健指導の実施が保険者に義務づけられたことによるものでございます。

32ページ、目2、保健衛生普及費は、前年度に比べ22.5%の減で、主に、システム開発費の減少に伴うものでござ

います。

33ページ、款7、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目1、一般被保険者保険料還付金は、前年度に比べ15.7%の増。

目2、退職被保険者等保険料還付金は、前年度に比べ25%の減。

目3、償還金は、前年度と同額となっております。

34ページ、款8、予備費、項1、予備費、目1、予備費は、前年度と同額となっております。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

○安藤委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 それでは、議案第3号、平成20年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして、4点お聞きしたいと思うんです。

先ほど、補足説明もありましたけれども、6ページの歳入に関してちょっとお聞きしたいと思います。

款の項目、これ1から9項目まであります。ちょっと各項目、そんな前年度と比べて増減少ないところもありますけれども、ちょっとわかりやすく、こういう予算計上されたという部分で、ちょっと聞きたいなと思います。

それが1点と、2点目に20ページの運営協議会費についてでございます。

これは、どのような協議をされるのか。また、過去の協議内容などお聞かせいただきたいと思います。

3点目に、24ページの出産育児一時金についてでございます。

新年度から実施と認識しておりますが、里帰り出産のための償還払い制度を新たに設けられるということでございますが、

この制度を導入されることは、子育て支援の観点から高く評価をいたしますが、ここで、この制度について整理をちょっとしておきたいんですけれども。

市が直接医療機関に支払う、受け取り代理制度と、その償還払い制度との関連性。同じことを言ってるかなと思うんですけれども、あと、手続方法について、どのようになるのかお聞かせいただきたいと思います。

それと、4点目に今回、主要事業として上げていただいてたんですけれども、11月の被保険者証更新時から、個人単位の被保険者証のカード化を実施しますということですが、市民の方にどのように配布などされるのか、どのように計画されるのか、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

以上、4点、お願いします。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 それでは、まず、1点目の歳入の項目別の説明ということでございます。

まず、保険料につきましては、ご承知のとおり、この20年4月から後期高齢者の医療制度が始まるということで、従前、国保の被保険者でおられました75歳以上の被保険者が、国保から後期高齢者に移行するというので、そこに見合う保険料が減になっているかと思われま

す。

次に、使用料及び手数料につきましては、保険料の納付に伴う督促手数料ということ

です。

国庫支出金につきましては、保険給付費、一般の被保険者に係る保険給付費の34%部分が法定の国庫負担分という形になっております。と同様に、介護納付金や老健拠出金、後期高齢者の支援金についても、一定34%部分が国の負担と

なっておりますので、それらに伴う部分を計上させてもらっています。

次、4番目の療養給付費交付金についてでございますが、これにつきましては、退職被保険者の制度に伴うものでございまして、退職被保険者の制度につきましては、通常、退職者に係る医療費については、退職被保険者からいただく保険料との差額部分を、この療養給付費交付金という形で、診療報酬の支払い基金から受け取る形になっております。

先ほど、補足説明にもありましたとおり、退職被保険者の制度につきましては、原則廃止という形になっておりますが、65歳までの退職被保険者については、経過措置ということで、まだ継続されるという形になります。ですから、具体的には、60歳から65歳の退職被保険者に係る医療費の診療報酬の支払い基金が負担すべき額という形で上げさせてもらっています。

そして、款5の前期高齢者交付金というものでございますが、これは、このたびの医療保険制度の改正の中でございました部分でございまして、中身につきましては、65歳から74歳までの被保険者の医療費というのが医療保険者によってかなり偏在していると。というのは、通常、社会保険等に加入されている方につきましては、一定、定年等を迎えられると、国保に移行されるという形になりますので、65歳以上の加入者の割合が国保にかなり入ってくると。となりますと、この部分に係る医療費の負担というのが、国保や社会保険等々比べますと、かなり偏在、偏っているという中で、この年代の方たちを前期高齢者と申すんですが、その医療費については、国保だけで負担するという考えではなくて、医療保険者全体で負担していこうという考

えになっております。

その関係で、前期高齢者の加入割合が多い保険者には交付金という形で入ってくる。逆に、前期高齢者が少ない保険者については、納付金という形で支出するという形になっております。

今回の場合、国保の場合は、前期高齢者の、先ほど申しましたとおり、加入割合が高いということで、交付金として医療費の部分が入ってくるという形になってます。

次、6番目の府支出金につきましては、府制度によります老人医療の制度であるとか、障害者の補助制度等によって、その部分の医療費の補てん部分であったり、先ほど、地方分権によって税源移譲なされた国の調整交付金というのがございますが、その部分が一部税源移譲によって府の調整交付金という形で、各国保の保険者に入ってくる費用等がございます。その部分を計上させてもらっております。

次に、7番目の共同事業交付金につきましては、これは、歳出の方ともリンクするわけでございますが、歳出で、高額医療費の共同事業の拠出金であったり、保険財政安定化事業の拠出金というのがございます。

これは何かと申しますと、保険の会計におきましては、医療費の支出というのが主な目的となっております。その中で、高額医療費といたしまして、70万円以上の医療費が対象になっております。保険財政安定化事業というのが30万円以上の医療費が対象になるんですが、これらの件数が多くなりますと、当然、その保険者にとっては、医療費の負担というのがかなり重くのしかかってくるという形になりますので、その部分を、大阪府の都道府県単位になりますが、その中で、各市町村の国保がお金を拠出し合って、

そういう高額な医療費が多くなったところに対しての財政補助といいたいでしょうか、医療費が多くなったときのリスクを一つでも減らすというような、保険者による保険事業みたいな意味合いのものですが、それに伴って交付されてくる金額というのを計上しております。

そして、8番目の繰入金でございますが、これは、一般会計から繰り入れていただいている費用でございます。

中身につきましては、法定での部分であります職員給与費であったり、国保運営に係る事務費、そして、出産育児一時金の3分の2、そして、法定で、保険料の算定の際、低所得への軽減措置というのがございますが、それに伴う、軽減された部分の財源の補てんという形での保険基盤安定繰入金と、あと、法定外ということで、保険料の軽減のための繰り入れであるとか、そういう部分がこの繰入金の中に入っております。

そして、最後に、9番目の諸収入でございますが、これにつきましては、第三者納付金と申しまして、例えば、交通事故であるとか、本来、保険で見るべきではない医療費等々について、一時的に保険を使って医療にかかると。その分については、当然、自賠責とか損害賠償保険の方からその部分の費用をいただく部分であったり、あとは、返納金と申しまして、保険給付、医療費を給付させてもらう部分については、例えば、摂津の国保であれば、摂津の国保の資格のある人に対して医療費を給付するわけでございますけれども、これが、社会保険に加入したとか、他市に転出された場合に、それと同時に国保の資格は切れるんですけれども、その後も国保の保険証を使って医療にかかられたという場合については、本来、摂津の国保で見るべき給付費

ではないので、その部分に係る費用をお返ししてもらうというようなもの等が、この諸収入という中身でございます。

以上が歳入の説明になります。

そして、2番目の、国保運協の協議内容等々でございますが、運協につきましては、これは市長の諮問機関でございます。協議いただく事項といたしましては、一部負担金の負担割合に関する事項であったり、保険料の賦課方法であったり、保険給付の種類や内容に関する事、その他、市長が必要と認める事項等についてご審議いただくという形になっております。

ちなみに、過去の中身でございますけれども、直近で申しますと、20年1月25日には葬祭費の改定、先ほど、3万円から5万円に改定させていただくという説明をさせていただきましたが、そういう保険給付の内容であったり、それと、あと、20年4月から始まります後期高齢者の医療に伴う後期高齢支援金という新たな保険の分ができたんですが、それに係る賦課方法等の協議であったり、それと、10月には、20年度から年金から天引きという特別徴収が始まる関係で、負担の公平性等を図るための口座振替の奨励金や前納報奨金等の廃止に伴う審議をいただいたり、後期高齢支援金分の保険料を初め、医療分や介護分の限度額の改定等々に係るご審議をいただいております。

次、3番目に、出産育児一時金に係ります受け取り代理という制度と償還払いとの関係でございますが、今現状では、出産育児一時金につきましては、お子様を出産された後に、国保の加入手続等をとっていただくときに、出産育児一時金の申請をしていただいております。その場でお渡しさせていただきます場合と、金額が大

きいので、世帯主さんの銀行口座に直接振り込ませてもらうというふうな形で今行っております。

その分につきまして、4月からですが、受け取り代理ということで、どういう形になるかと申しますと、今現状のやり方は変わらないんですが、それにプラス、先ほど委員からもありましたとおり、里帰り出産等々で産まれた後、すぐに一時金の請求に来るのは難しいというような状況もございますので、一応、国保の加入者で、出産予定日の1か月前から受け付けさせていただくんですが、これにつきましては、申請書に、出産予定となっている病院の同意書が必要になるわけですが、同意をとっていただいた上で申請していただく。そして、お子様を出産された後、35万円を限度にしてですが、医療機関から市の方に報告をいただきまして、同時に、出産費用の35万円限度ですが、に当たる部分の請求書もいただくと。それに基づいて、市の方から、後日ですが、その医療機関の方に35万円をお支払いさせていただくという形になります。

一時金の額が35万円ですので、例えば、出産費用が35万円を上回ったとしても、限度として35万円の支給となります。逆に、35万円を下回った場合は、例えば、30万円の出産費用でしたという場合については、30万円を医療機関にお支払いさせていただきまして、差額の5万円については、世帯主さんの口座の方に振り込ませていただくというような形になります。

最後に、保険証のカード化に伴う、どういうふうな配布方法を考えているかということでございますが、現在、毎年1月1日をもって保険証を切りかえておるわけですが、切りかえの10月の中ご

ろから下旬にかけて、各世帯に配達記録でという形で今送らせてもらってます。カード化になった場合に、その方法は、一応、原則的に踏襲した形で、カード化の保険証を世帯単位に、各世帯に配達記録で送らせていただくというふうに考えております。

○安藤委員長 南野委員。

○南野委員 それでは、ちょっと2回目をしたと思いますけれども。

運営協議会の内容と、保険者証のカード化、それと、出産育児一時金の償還払いについてはわかりました。ご答弁いただきましてありがとうございます。

それから、この際、ちょっとあと3点だけお聞きしたいんですけれども。

国民健康保険料など、また、国保世帯及び被保険者の推移や年齢、また、異動状況などがそれに大きく影響するかなと認識するんですが、この点どのように見込んで、予算に反映されているのか、お聞きしたいのと、それから、2点目の全被保険者に対しての、保険料の軽減状況についてでございますが、この軽減についても、予算に反映、少しはされるのかなと認識するところなんですけれども、過去からの推移に関しまして、増加傾向にあるのかなと思うんですが、今後の見込みもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

それから、最後に、診療費についてお聞かせいただきたいと思います。

この診療費に関しましても、入院であったり、入院外などに関して、年々、これも増加傾向にあるのかなと思うんですが、今後の見込みもあわせて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上、3点、よろしくお願ひします。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 まず、1点目の国

保料についてでございますが、確かに被保険者等によって影響を受けるところというのがございます。ただ、保険料の決定の仕方というのが、今現在、条例に基づいてやっておるんですが、中身と申しますのは、例えば、歳出、医療費であったり、老健の拠出金、介護納付金等々の支出が見込まれる歳出から、国や府等々からいただく負担金や補助金等を差し引いた部分が保険料という形になりますので、そこには、被保険者数の減少や増加に伴って、医療費の増減も影響してきます。ほかの納付金等のについても、被保険者数の増減に影響するところもございしますので、当然、医療費とか支出がふえれば、保険料は上がってくるかなと。逆に、医療費等が減ってくれば、保険料というのも下がってくるような形になるのかなと思われまので、被保険者数の推移によってどのように変わるかというよりは、どちらかという、支出の額によって保険料が変わってくるのかなというような感じがしております。

ちなみに、被保険者数ですが、ここ数年は、わずかですけれども、減少傾向にあるとなっております。

次に、軽減の状況でございますが、これは、低所得に対する保険料の軽減という法定の部分がございしますので、そちらの軽減の状況ということでお答えさせていただきます。

所得の状況に応じて、保険料の7割、5割、2割を軽減する法定の制度でございますが、この5年間を見ますと、対象となる世帯数及び金額もふえてきております。直近で18年度の場合ですと、軽減世帯の合計が7,572世帯、金額にいたしまして3億2,200万円ほどとなっております。5年前の14年度では、これが6,119世帯、2億4,3

90万円という形になっております。ただ、軽減額につきましても、保険料の平等割、均等割部分の7割、5割、2割という部分でございますので、当然、先ほど申しました、保険料というのは毎年変わってくるものでございますので、その保険料の額に応じて変わっている部分もございしますが、ざっと世帯数で、5年間で1,400世帯が増加しているのかなと思われま。

次に、医療費の状況でございますが、一般の被保険者で見ますと、一人当たりの医療費というのは、こちらの方も年々増加傾向でございます。ここ4年間ですが、15年度が、一人当たりの医療費、これは費用額と申しまして、医療費10割の額でございますが、15年度で、一人当たり16万3,964円、16年度が17万8,745円、17年度が18万5,709円、18年度が18万8,600円となっております。

この部分が今度どうなるかという部分でございますけれども、医療技術の高度化等に伴い、医療費というのはやっぱりふえてくるのかなと。その中で、国の方でも、診療報酬の改定等々も図られておりますけれども、それで、どこまで伸びを抑えてるのかなというところですが、やっぱり将来的に見れば、わずかですが伸びてくるのではないかと思います。

○安藤委員長 南野委員。

○南野委員 ご丁寧に答弁いただきましたありがとうございます。

特にありませんので、これで終わります。

○安藤委員長 続いて、山崎委員。

○山崎委員 国保会計の方で、確認で結構です。11ページの療養給付交付金の減額というのは、これ12ページの前期高齢者の交付金ということになるのかな

ということと、13ページの府の補助金が軒並み減ってきたのも、後期高齢者が外れてきたという影響ということではないのかどうかだけ、確認で結構です。

おとといの委員会で、一般会計からの繰入金の中の保険料の軽減分2億8,580万円についてですが、ことしの給付費、医療費の伸びを大体2.9%ぐらいと見ていると話伺ったんですけども、昨年から見たら、この繰り入れの分で言う4%ほどふえてるんですけども、この給付の方は老健の拠出金というか、連合負担金もありまして、保険料収入が後期高齢者の方が抜けるということなので、これを単純に負担軽減のための繰り入れがふえたというふうに見ていいのかどうかということだけお聞かせください。

補足で、改定の率がマイナス16%とか、均等割、平等割の数字も示してもらいましたけれども、それ、保険料の基準の変更がなく、負担がふえないというようなことだと思うんですけども、ここで繰入金がどのくらい働いているのかということと、今回、上限額の改定がされて、これは、上がった分だけは要するに値上げかなと私も思うんですが、これが吸収されたのか、これが働いているのかどうかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、補正予算の方では、先ほど説明いただきましたので、高額療養費、これ、要するに70万円の分の方がふえて、安定化事業30万円の補正の分でも、今回補正されてますけれども、減ったということになるんでしょうか。これも確認で結構です。

それから、老健は処理が残っているということだけだと思いますので、結構です。

40号の条例の改定ですけども、こ

れ、9条で改定部分、健康づくり、栄養改善、母子保健、これを削った理由をお聞かせください。

それから、保険料賦課に関して、これ12条から15条にある特定同一世帯所属者というのが何かを教えてください。

それに関して、同一世帯ということはどう見るのかということなんですけれども、これ基本は、住民基本台帳の世帯主の単位が異なれば別世帯ということになるんだと思うんですが、国保と後期高齢者の加入保険の際には、住民基本台帳にかかわらず、世帯主申請ということができるとかということと、それから、20条の3、旧条例のこの第2項、第3項の、減額に関する規定の削除がなくなっているのと、これがなぜかということと、附則、18年、19年の特例がこれなくなってくるんですけれども、これで保険料負担が変わってくるのかということですね。それから、ほかの収入と損失に係る算定特例についてもなくなるということで、説明していただきたいと思います。

それから、前納奨励金、それから、最後の、口座振替奨励の条項もなくなるわけなんですけれども、これも、ある意味負担じゃないかと思うんですけれども、この辺の、後期高齢との整合という話も、下へも入りますけれども、お考えをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、最後に、姓の変更ですね。今度、個人カードの話も出てまして、これは秋からの実現の運びということなんですけれども、私たちが主張してました、子どもさんとか未成年並びにお年寄りへの資格書、短期証はやめよという方策について、こういうことで、親御さんと子どもさんを分けて出すということができるとかということ、見通しをお聞かせください。

それから、年金天引きのスタートのことなんですけれども、ねじれ条例は関係なく、上の健康保険法の施行で、65歳以上、天引きが年金からできるというふうに聞いておりますけれども、市としてはどう取り扱うのか。実際、市民と接して、収納を行う窓口は摂津市の窓口なわけですから、これまで、納付の困難な方の納付相談を受けて、分納ですとか延長の措置もとって行って納めていただいていたという、この信頼関係がどうなっていくのか。短期証になっても、面接を行っていくという中で、幾らかでも納めていただいていたという関係があると思うんですけれども、これが崩されることになるのではないかと思いますので、年金から天引きをされるということで、生活が立ち行かなくなるというような訴えをどうしていくのかということをお伺いしたいと思います。

1回目、以上です。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 それでは、まず、1点目の療養給付費交付金が減った部分は、前期高齢者の交付金の方にかわったのかという確認事項でございますが、それは、それは、そのお見込みのとおりだと思います。

そして、府支出金の額が減っている部分につきましては、この分につきましては、府の方から、算出するに当たり係数等々が毎年くるわけですが、そのあたりの変更等も影響してきております。それが主な原因かなと思われま。

そして、繰入金保険料軽減分等についてのご質問でございますが、国保会計、20年度の当初予算で見ますと、前年、19年度の当初予算と比較いたしまして、2億1,700万円の減となっております。その主な要因が、先ほど、ご質

問のありました、老健の拠出金にかわって、後期高齢の支援金になってきたと。その部分で、約5億円ぐらい差はあるんですが、とにかく、医療費のふえている部分もございまして、歳入で見ますと、本来、75歳以上の方からも保険料をいただいておりますが、その部分がなくなっているという部分や、先ほど申しました、国や府等の補助金等についての後期高齢者の人数分だけ、微妙に変化しているところもございまして。

繰入金との関係ということではございまして、保険料軽減分等の繰入金につきましては、そのあたり、費用の動きとは別に、本来、一般会計から入ってもらっている額については、今のところ、何とか現状をキープさせてもらっているというようなところでございまして。

次に、19年度の補正予算の第5号につきましては、高額医療費共同事業の拠出金及び保険財政安定化事業の拠出金、支払い方法ですが、そちらの額の確定に伴うものということでございまして。

条例の部分でございまして、第9条の部分で、削除されている部分があるが、これについてでございまして、第9条につきましては、20年度からの特定健診等の実施が義務づけられたことによるものが主な要因ではございまして、その中で、現行で言います、第9条の第3号、健康診査であったり、成人病、その他の疾病の予防、健康づくり運動、栄養改善等々につきましては、特定健診・特定保健指導の中にも含まれてくるものかなと考えてます。

母子保健につきましては、母子保健法に基づいて、住民を対象に、既に健康推進課の方でも実施されております。また、第8号のその他の健康保持増進のための事業ということで、今後も対応させても

らいたいと考えております。

保険料賦課の部分に係ります特定同一世帯所属者と特定世帯とはどういうものかということではございまして、まず、特定世帯と申しますのが、この20年度からの後期高齢の医療制度がスタートすることによって、今現在、国保に加入されている75歳以上の方が後期高齢に移行するという場合、その方の含まれる世帯を特定世帯と申します。

次に、特定同一世帯所属者というのはどういうものかと申しますと、今言いました、今現在では国保の加入者ですけれども、75歳の年齢到達によって後期高齢の医療保険の方に移行される、その方を指して、特定同一世帯所属者と呼ぶ形になっております。

それと、次に、20条の3の減額の部分で削除になっている部分ですが、それにつきましては、これまで、保険料の軽減につきましては、先ほど申しました7割、5割、2割という軽減がございました。そのうち、7割、5割部分については、これまで職権で適用してございまして、2割軽減についてのみ、申請に基づいて軽減というのをかけておりましたけれども、この部分について、法律の改正によりまして、2割軽減についても職権適用をするという形になりますので、これまでの申請による軽減をかけるという規定であったものを削除したものでございまして。

そして、附則の部分でございまして、まず、年金の特別控除による部分の軽減措置とかの特例につきましては、激変緩和措置ということで、2年間の期間のみを対象としてさせてもらってございましたが、それが終了することにより、今回、削除させていただくものでございまして。

次に、前納報奨金、口座振替奨励金の



廃止についてでございますが、これにつきましては、20年度から、後期高齢者において年金天引きが始まるということと、同じく国保においても、65歳以上のみの世帯については、保険料の年金天引きが始まっていくという形になります。となりますと、この年金天引きされる世帯につきましては、例えば、保険料を前納で納めたいということであったり、銀行口座などからの口座振替で納めたいという形での申し出があっても、これは年金天引きで、原則、保険料をちょうだいするという形になりますので、同じ国保の加入者であって、前納や口座振替を選択できる方とできない方というのが出てきますので、そのあたりの負担の公平性を図るためにということで、今回、廃止という形を提案させてもらっております。

それと、あと、保険証が11月の更新のときから個人単位のカード化になることに伴って、資格書の発行でございますが、この部分につきましては、個人ごとの証でございますので、資格書の発行についても、委員ご質問の、全員を資格書にという形ではなく、柔軟な対応もできるかなという形にはなってきますので、この辺の中身につきましては、今後、内部で検討してまいりたいと考えております。

そして、年金天引き、特別徴収に係る市の取り扱いということでございますが、先ほども申しましたとおり、これは国民健康保険法の施行令等で、年額18万円以上の年金を受給されている方で、保険料がその受給額の2分の1未満であれば、これは年金天引きをしなければならないということになっておりますので、一応、その法に基づいて我々は実施していく考えでございます。

その年金天引き者に対する納付相談等

についてでございますが、一応、原則、年金天引きという形になっておりますので、対象になる方については、年金天引きをお願いしていかないといけないかなと。ただ、法律の方にも、災害等の事情がある場合については、そういう対応も可能という形になっておりますので、それに基づいて実施していきたいと考えております。

○安藤委員長 山崎委員。

○山崎委員 抜けてるところを少し指摘しながらいきたいと思いますが、今回のこの上限額が変わって、これは値上げじゃないのかということが一つ。

それから、先ほど、委員の質問で、被保険者数の増減の話出てましたけれども、数字も示してくれましたが、国民健康保険というのは、収入が少なく、医療費のかかる人が集まっているということの認識をぜひしてもらいたいと思うんです。お金のたくさん入る方は社会保険つくって、社会保険に入られると思っております。保険料がだから国保は高い、社会保険などほかの保険に比べて高いということはもちろんですけども、低所得の方が集まっているという意味では厳しいという認識がなんでもただして、お持ちいただいていると思うんですけども、今回の上限額の値上げでは、500万円所得の5人世帯、600万円の3人世帯は、また、ほぼ限度額に近づいてくる。保険料の500万円所得の13%、税金を合わせたら25%近くが公的な徴収というか、百数十万円が公的に徴収されるという現実をどうお考えになるかということなんです。社会保険とか共済保険に比べたら相当高いんじゃないかと思ってるんですけども、この上限額を上げることによって、どんどん下の所得階層が、たくさん取られる方が、上は、

上限ね、もう何ぼ上がっても上限額なんですけれども、だんだんこの上限額という金額に下の階層がどんどん近づいていくというこの現状そのものが厳しいということにならないでしょうか。

こういうことで、この代表質問で取り上げてましたけれども、運営協議会のあり方に保険料の審議がかからないということになれば、部課内、皆さん方が保険料については考えていただいているとは思いますが、この保険料そのものについては、この委員会ぐらいでしか論議するところがないと思いますので、保険料と運協の関係について、お考えを聞かせていただきたいと思えます。

この辺で、先ほど、また、負担軽減の話もしましたけれども、去年と変わりなくというところ、不作為ですね、何もしないというか、手をプラスしないと、結局、国のこの制度改悪に抵抗ができないと思っております。

今回、この40条で条例の改定ですけれども、保険が、今回、健診とか被保険者の健康を守っていくという新たな方針も出ておりますので、健康づくりとか、私たちはしっかり位置づけてもらいたいと思っております。

先ほどの質問で、2年間の特例がなくなってきて、どのくらい上がるのかということもさっきお聞きしたと思うんですけれども、もう一度、とりあえず戻るといえるのか、戻るといえるんですけれども、変わってくるのかということも教えていただきたいと思えます。

保険料が、こういう意味で、いろいろな面で何もしなくても上がるんですよ。特例がなくなり、要するに、激変緩和がなくなり、だから、条件が変わるといえるのか、その辺が、市民の立場からも、国保の行政からも、何もしてないのに保険料

が請求段階で上がっていると、手元に来たら、こういう状態が市民に矛盾を感じないのかなと思うんですけれども、特に、この経過措置というのは高齢者が対象で、大変な部分が変わっているという認識をぜひ持っていただきたい。また、特段の市の措置というのをお願いしたいと思うんですが、ぜひその辺のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

あとの後期高齢者医療費も共通するんですけれども、国が決めたこと、上がっていくということで、保険料納付に関して、窓口で冷たい対応を市民にとらざるを得ないというのは悲しいことやと思うんです。職員が市民から見て、冷たい職員だと言われるようにというような仕事をぜひさせたくないとは思っています。例えば、生活保護が受けられなくて死んだとかいうような事例ですとか、本市でも、医療が受けられなくて亡くなったというのが過去にもあったと聞いてます。みんなが安心して受けられる医療を、ぜひ窓口で、高額療養とか保険料減免、受領受取人払い、こういう制度の活用と、生活支援、今度は課になりますけれども、こういう連携で、親身に生活立て直しの相談に乗れるような窓口業務をお願いしたいと思っております。

天引きということなんですが、上位法で取らなければならないという説明ありましたけれども、法ではできるとなっているだけだと思うんです。通達や要綱ではどうなってるかわかりませんが、優先ということではないと思うんです。それであるならば、あくまで、普通徴収の制度の上での特別徴収ですから、普通徴収は私は基本だと思っております。

であるから、被保険者が普通徴収を望めば、普通徴収に切りかえていけるということができるといえると思うんですけれども、

これについてお考えをお聞かせください。

2回目、以上です。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 1回目のご答弁、ちょっと漏れてるところがありまして、どうも失礼しました。

その点も踏まえて、答弁の方させていただきたいと思います。

まず、保険料の限度額の変更が、値上げではないかというご質問でございますが、今回、医療分の保険料の限度額を47万円、後期高齢者の支援金分の限度額12万円、介護分は、昨年同様に9万円という形になっておりますので、医療分が、昨年、56万円でございますので、3万円、限度額としては上がる形になります。

ただ、3万円の限度額が上がることによって、保険料収入がふえるのかということ、そういうことではなくて、保険料として必要な枠が、例えば、現行の56万円の限度額であっても、必要な額が100とした場合、限度額が3万円上がったことによって、100の保険料が103になるのかということではなく、保険料として必要な額は、あくまでも100のままですという形になりますので、それに基づいて、保険料率等々を設定していく形になりますので、上限額は変わりましたが、保険料率や、均等割、平等割などは変わっておりませんので、その辺、ご理解いただきたいと思います。

そして、保険料率等について、運協の審議にかからないというあたりにつきましては、代表質問のときにもご答弁させていただきましたとおり、条例どおりというのが、本来、保険料の設定というのが条例に定められておりますので、それに基づいて保険料率を設定させていただくという形になりますので、その料率

について、運協でご審議いただくという内容ではないというふうな認識をしております。

附則の、18年、19年度のその激変緩和措置の特例につきましては、18年度が13万円の減額というのがございました。19年度は7万円、所得の部分でございますが、の減額がありました。それが20年度からなくなるという部分については、あくまでも、本来であれば、2年前に、今回の20年度に判定される所得を使って保険料が算定されるわけでございますけれども、その部分を経過措置を設けて緩和していこうという趣旨のものでございますので、これはあくまでも2年間で終了であるというふうな認識は持っております。

そして、例えば、7万円の控除がなくなることによって、保険料にどれぐらい影響するかということでございますが、今、現状の医療分、保険料の料率が1000分の84.2で計算しますと、年間で約5,800円ほど、月にして490円が保険料に影響してくるのかなと思われれます。

特別徴収から普通徴収への移行ということでございますが、先ほども申しましたとおり、基本的には、特別徴収、年金の年間の受給が18万円以上で、受給されている枠の2分の1未満であれば特別徴収であると。それによらない場合は普通徴収の方法によって保険料を徴収するというような規定になっておりますので、私どもの認識としましては、まず特別徴収が優先かなというふうに考えてます。

それと、窓口での対応でございますが、納付相談等々、お越しいただいたときには、これまでも行っておりますけれども、保険料の減免の制度の周知や、医療費については委任払い、この制度については、

入院であれば、限度額適用認定書という  
ことで、委任払いによく似た制度ですが、  
その証を発行させてもらって、自己負担  
限度額までの支払いでいいような証もご  
ざいます。その辺につきましては、こち  
らの方では、PRも兼ねて申請の方も出  
してもらおうような中で対応もさせてもら  
っておりますので、そのあたり、よろしく  
お願いします。

○安藤委員長 野村課長、その納付相談  
の話と、年金天引きをするということと  
の関係で委員の方は聞かれていますので、  
年金天引きをすることによって納付相談  
がどうなるのかと、その辺の関係につい  
てはどう認識されているのかということ  
を教えてください。

○野村国保年金課長 失礼いたしました。

年金天引きと納付相談の関係でござい  
ますが、一応、基本的に、年金天引きの  
中では、保険料が自動的に引き落とされ  
るということで、その中では、納付相談  
というものは対応できないのかなという  
中はございますが、ただ、災害等の特別  
な事情等がある場合には、納付相談の方  
でその辺の事情もお聞きした中で、災害  
等による特別な事情ということであれば、  
年金天引きではなく、普通徴収による対  
応も可能かなと思われま。

○安藤委員長 山崎委員。

○山崎委員 では、先に天引きの話だけ  
言いますけれども、災害でなくても、ぜ  
ひ、だから、天引きとめれるというか、  
状況を相談するというにしたいと思っ  
たいと思うんです。

天引きをする、しないが生活にやっぱ  
りかかわってくるんですよ。先ほど、1  
8、19年の特例がなくて、月400  
円上がると。これが、月数万円で暮ら  
してはる方は、この400円がしんどい  
ですわ。これ、その認識をぜひ持って

ただきたいと思って、その相談に応じ  
れる事務をお願いしたいと思うんです。

私たちは、この貧困と格差の広がり  
で、もうそれこそ月数万円で暮らして  
はる方が、400円の保険料が上がる  
というのが大変やという認識を持っ  
てるんですけども、これで、このお年  
よりとか、社会保険に入っていない  
方の国民健康保険として、保険料を  
ぜひ値下げというか、小さくなる  
必要を感じております。

給付費の伸びが、被保険者に転嫁  
していかない制度というか、これを、  
国にぜひ求めていただきたいと思います  
と思うので、市として、できる限  
りの軽減策を考えていただけるよう  
に、とっていただけるように要望  
したいと思います。

今回の限度額の改定ですけれども、  
これ、後期高齢者との整合、葬祭費  
とともにやられたということなんです  
けれども、今回、後期高齢者のスタート  
は、これ後期高齢者の方が国保に準  
じたというか、国保を参考にといい  
るか、で、保険料を決めてきたとい  
うか、もとにして決めてきた背景  
があると思うんですけれども、しか  
し、2年後、後期高齢者の分は決算  
で算定して、独自でという話になっ  
てくると思いますので、そうすると、  
後期高齢者の方がどんどん上がっ  
てくるという可能性あるんですね。  
そうすると、これ、後期高齢者と  
ほかの国保との整合とか言うたら、  
あわせてどんどん国保も上がる  
という話になるんじゃないかと思  
いますので、国保としては、これ  
主体性を持って、やっぱり保険料  
というのは決めていただきたいと思  
いますので、要望としておきます。

よろしく申し上げます。

○安藤委員長 ほかにございませ

（「なし」と呼ぶ者あり）

○安藤委員長 以上で質疑を終

暫時休憩します。

(午後2時16分 休憩)

(午後2時17分 再開)

○安藤委員長 再開します。

議案第9号、議案第24号及び議案第37号の審査を行います。

本3件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎委員 先ほどの国保の続きというか、後期高齢者の会計ができるということですので、後期高齢者医療そのものについてもちょっと述べさせていただきたいと思います。

まず、後期高齢者の規定、これは国保と同じく年金天引きの特別徴収については規定がないわけですが、これは同じく健康保険法の上位法が実施することになっていると思うんですけども、この点についてはそういうことでよろしいのでしょうか。

それから、国保と同様に、保険料を取るだけ取ってと言われないような窓口の業務をしていただきたいと思いますと思うんですけども、この年金天引きについて、後期高齢者の保険加入者、75歳以上のお年寄りについて、年金天引きについてのこのことも、先ほどと同じように窓口でしっかりやられるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

これが後期高齢者の連合体でやる分ですから、うちはもう窓口だけですというようにことにぜひならないようお願いしたいと思うんですが。

相談業務とかいうのが、この条例の中で、これ2条、その第8号がその他ということになるんですけども、相談業務などはここに含まれていると考えてよいのかということ。そうすると、相談業務などはどうなっていくのかということ

をお聞かせいただきたいと思います。

それから、後期高齢者の新しい条例です、この4条で分納、それから、5条で手数料をかけないことができるという規定も書いてくれてはありますけれども、これをぜひ活用していただきたいと思いますと思うんですが、この4条、5条、分納とか手数料の部分の適用をどう考えているのかと。

こういうことがあるということは、普通徴収に関しては柔軟な対応ができるということだと思ってしまうんですけども、天引きとの対応の違いというか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 後期高齢者にかかわります特別徴収の規定でございますが、これにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の中において規定がされております。

内容につきましては、国保と同様に、年金天引きによるということで規定されております。

そして、次に、窓口での対応という部分につきましては、特別徴収者においては、規定されている法律が国民健康保険法の施行令と高齢者の医療の確保に関する法律という形で違うわけではございますが、趣旨、目的としては同じものと認識しておりますので、当然、国保と同じように対応させていただきたいと考えております。

そして、窓口での相談業務等々がどうなるのかというところでございますが、ご承知のとおり、後期高齢者の医療制度につきましては、都道府県を単位とした連合、大阪であれば大阪府の後期高齢者医療広域連合というところが保険者となるわけでございますが、当然、私ども市

といたしましても、その構成団体ではございますので、市民の窓口での相談業務等については、市の方で対応させていただくという中身でございます。

その中において、例えば、普通徴収においての、先ほどご質問にございました分納であったりとかいうのは、納付相談というのも市の方で受けさせてもらう形になります。

ただ、市の方では、相談を受けて、保険者が広域連合という形になりますので、広域連合の方にその相談内容等々をできるだけ詳しい形で伝えて、その意見を反映させるような形にしたいと思っております。最終的な決定については、保険者である広域連合になるのかなと考えております。

○安藤委員長 山崎委員。

○山崎委員 先ほどの、国保と保険料がかかわってくるんですけども、これ、私たち、保険料の試算を、先ほどの国保でも言うたような、夫婦と子ども二人、75歳以上のお年寄りのいる5人世帯で、今度変わってくる、どうなるかというところで見ますと、所得500万円で、これまでは65万円の限度額、高齢者が一人抜けて、本来、均等割下がるはずですけども、今度、限度額上がりますから、65万614円。高齢者のこの保険料が、別にこの世帯の所得で計算されるとして、その分4万7,415円負担にプラスです。社会保険とか損失扶養家族の場合で、移行措置ゼロと言われるかもしれませんが、これが、わずか2年後、22年4月から丸々必要になるということになるんです。

国保でこの世帯の話もしましたけれども、世帯分離をしても、高齢者の保険料がこれゼロになりませんから、1万4,225円の保険料がかかるんです。

先ほども言いましたけれども、激変緩和措置、移行措置もなくなってきます。ことしあたりから、この辺がじわじわと庶民の生活にはきいてくると思うんです。特に、昨年、一昨年、特別配偶者の控除がなくなる、高齢者控除がなくなる、定率減税がなくなるということで、たくさん市民も来られました。税金、保険料がかかわって、国の悪政がどんどんかかわってきてるんです。

これは、上位法で言うたみたいに、摂津市としては何もしなくても悪くなるんです。といいますか、何もしないからこそ市民負担がふえるという状態になってきていますので、市民生活を守るためには、地方自治体が措置をとっていくという必要があるのではないかと私は思うんですが、どういうふうに感じておられるのか。国の緩和措置がなくなっていく中で、市民負担軽減の措置についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

後期高齢者の制度そのものに私たちは反対し、撤回・中止を求めています。介護保険で経験したように、制度が導入されると、これが老人医療切り捨てのルールが敷かれることになったと私は考えております。

決算ベースで医療給付が増大していく、これは明らかです。これを理由に、2年ごとに保険料が見直しをされ、給付がまた制限されるということも考え方としてありきで、必要な医療すら切り捨てていく。命がお金の後になると、命を粗末にする制度と言わなければならないと思っております。後期高齢者の医療制度にぜひ市としても反対をしていただきたいと思っておりますし、これに移られた方も摂津市民として、摂津市が命を守るネットをかけていかれるようお願いしたいと思います。

軽減の分だけお願いします。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 負担が増加してきているという中で、市としてのその負担軽減についての考えはどうかというところでございますが、今般の医療制度の改正におきましては、これまでも、世帯間の負担の不公平感というのでございましょうか、そういうものがあり、それを解消するための、今回、医療制度全体としての改正やという中では、現役世代、高齢者世代を通じて、公平でわかりやすい医療制度という形で、この後期高齢の医療制度であったり、先ほどの国保の中での前期高齢者の区分の創設であったりが行われていると認識しております。

それぞれの保険者、国保であったり後期高齢の医療保険であったり、独立した保険になりますので、当然、その中における医療費の支払いを賄うための保険料であったり、そこには、保険料だけではなくて、医療費がふえると、当然、国や府等、市の負担もふえてきているという中もございまして、保険料だけに転嫁しているというものではないと理解しております。

その中で、広域連合の方においても、今回、こういう大阪府を一つのエリアとした保険ということで、安定的な給付であったり、市町村間での保険料の、多い、少ないというのがなくなると、府内で同じ料金になるというような中では、一定高齢者世代においても、統一された保険料となる中で、その制度の趣旨等をご理解いただきたいと思いますと考えております。

○安藤委員長 山崎委員。

○山崎委員 収入の少ない方、低所得者に重たいという意味では、少しも公平ではないんですよ。特に、その考え方をぜひ改めてもらえたらと思うんです。

特に、医療に関して言うと、先ほどは保険料の話でしたけれども、医療に関して言うと、それこそ、お年寄りを別立てにするという不公平きわまりない制度のスタートです。

この後期高齢者の医療制度は、この先5年後、10年後、負担が、今お願いしようという話でしたいけれども、これ以上ふやせないと、もう公平性云々言うたつて大変やということになったときに、この会計に集まったお金だけで、これを膨れ上がったたくさん的高齢者でもう分けてくださいという制度になりかねない制度なんです。

ですから、これは保障ができませんということ为先々言わざるを得なくなるという制度を見越した制度だと私は思っています。つまり、社会保障であるはずの、社会保障の保障がなくなる制度ではないかということをお願いして、これに関しての質問を終わらせていただきます。

○安藤委員長 ほかにございせんか。南野委員。

○南野委員 それでは、ちょっと1点だけお聞きしたいんですけれども。

この後期高齢者医療制度につきまして、新年度4月から実施ということですので、大事やったのは、本当に周知の徹底やったんかなと思います。

いろいろな形で市民の方にお知らせするというので、広報にも何回か載せていただいたり、あとはいきいきサロンとか回られて、ご説明していただいたと存じておるんですけれども。

これからも、私もこの医療制度に関しては、市民の方から、保険料とかまだまだご相談がいろいろありまして、伝えさせていただいてるんですけれども、新年度に向けて、もうすぐですけれども、それ以降も、ちょっと周知の徹底を、まだ

まだいろいろな形で図っていただきたいなと思うんですけども、その点ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 後期高齢者医療制度がこの20年4月から始まると。全くの新しい制度でございますので、先ほど、ご質問の中にもございましたように、これまで、市の広報であったり、各地域のふれあいサロンであるとか出向かせていただきまして、制度の説明もさせていただきました。

この間、広域連合の方においても、1月には、4月に後期高齢の対象となる方に対して、直接、封書で制度の説明であったりを送らせてもらってます。また、今月、もうこの3月におきましては、未までに、いよいよ後期高齢の方に対する被保険者証が郵送されると聞いております。

それに向けまして、今後、やっぱり保険料のお話とかいろいろあると思いますので、私どもも機会を設けては、そのPR・周知に努めていきたいと考えております。

○安藤委員長 南野委員。

○南野委員 ご答弁ありがとうございます。

周知の徹底、引き続き、よろしく願いしたいと思います。

できたら、今まではこれぐらいの保険料で、次はこうなりますよという、ちょっとどこまでできるかわかりませんが、それをわかりやすいようにちょっと入れていただいたらうれしいなと思います。

それと、この後期高齢者医療制度がスタートするという趣旨ですね、私、認識しておりますのは、現役世代になるべく負担をかけない、また、少し所得のある後期高齢者の方には負担をしていただく

といった、そのスタートした意味ですね、そういったものをちょっとまた詳しく入れていただければなと思います。

以上で結構です。

○安藤委員長 ほかにございませんか。

上村委員。

○上村委員 私の方でちょっとお尋ねしますけれども。

この後期高齢者に関する窓口というか、どこにできるのかということと、それと、この第24号の条例の中では、8項目の市が行う事務が明記されてますよね。この受け付けとか通知書の引き渡し等々を事務しますよね。それはだれがするのかということが、これは国保年金課でされるのか、広域連合の方から来られるのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いますか。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 ただいまのご質問についてご答弁させていただきます。

市では窓口はどこになるのかということと、ここでございますが、私ども国保年金課、課としては国保年金課と。その中で、高齢者医療係という係がございますので、主にそちらの方が所管する形になるかと思っております。

そして、その窓口事務を初め、条例で書かせていただいております8項目の事務はだれがするのかということになりますと、これは、今も申しました国保年金課の方で、市の職員が行うという形を考えております。

○安藤委員長 上村委員。

○上村委員 窓口については、国保年金課でされるということで、そこにはちゃんとした看板がつくんですよね。その後期高齢者用の受け付け口というか、こういう書類を持ってこられたときに、そこですということになりますよね。

それと、この事務を行う人の人件費も、



これ、予算書では、徴収員報酬、21万6,000円が人件費で計上されていますけれども、国保年金課の方がよその会社の仕事をするという格好になりますよね、言うたら。それが妥当なのかどうか。本来は、その人の人件費は広域連合で持っていくような仕組みにしないと、国保財政が裕福であれば、よその会社の仕事を手伝ってもいいけれども、本来は、自分とこの会計は自分とここで処理してもらって、よその会計のところはよその会計からお金を出してもらおう仕組みにこう持ってかないと、やっぱりここに書いてる事務にかかわる経費は、それなりに予算措置をお願いするような仕組みに持っていかないとおかしいのではないかなと気がしていますので、そのことを、また、そういう意見を求める場があれば、ぜひこのことを、各市ともそういうことが懸念される部分もあるのではないかなと思っていますので、そこのところをぜひお願いしておきたいなと思いますので、どうでしょうか。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 とりあえず、市のどこに行けばいいということで、今現在、課の前の表示では、まだ後期高齢という名前は出しておりません。今、現行では、老人保健と老人医療という形では上げておりますけれども、4月以降、後期高齢者の医療保険という形での表示は予定しております。

それと、あと1点、人件費の件でございますが、当然、委員ご指摘のとおり、国保の担当業務を行っている部分については、今現在、国保特会で人件費を見ると。ただ、国保年金課というのを見ますと、国民健康保険の業務と、現在、国民年金も行っていると。それに、申しました後期高齢の関係も行うという中では、

それぞれ係を設けて、ある一定、その係ごとでということでは区分も行っておりますので、後期高齢の事務を担当する人間については、現在のところ、一般会計の方で人件費を持つということでは計上させてもらっておりますので、よろしく願います。

○安藤委員長 よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第39号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎委員 この老人医療費の助成に関する条例を改正するという部分での質問をさせていただきます。

この条例の第2条で、これまで、医療費助成の対象にあった障害者、精神障害者及びひとり親家庭の父母が、この新しい条例では、9条以下の一部負担金助成に移されているとなってるんですけども、この変更点の説明をお願いしたいと思うんですが。

旧条例では、9条で、3条に戻って一部負担金という形に規定はされてるようなんですけども、助成そのものから変えて、一部負担金に変えてしまうということについて変化があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

今までの、障害者、精神障害の方で、一部負担金じゃなくて、普通の上の条項の助成というのを受けられたというような方はおられないのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 今回の条例の改正につきましては、老人医療費の助成と一部負担金の関係でございますが、これは、今回、大阪府において、この二つあった

ものが一つにまとめられたということに基づきまして、本市の条例においても、これまでの老人医療費の助成と一部負担の部分を一緒にさせていただいたということが経過でございます。

そうしたことによって、これまでどう対応が変わるかというところでございますが、一応、制度の中身としては、これまでと変わらない形での条例の改正という形になっておりますので、よろしくをお願いします。

○安藤委員長 山崎委員。

○山崎委員 助成と一部負担金助成というのが違ってれば変わってくるんじゃないかなと思ってたものですから質問させていただきました。

助成の対象が小さくなるかということであれば、私は結構だと思っております。

以上です。

○安藤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時41分 休憩)

(午後2時43分 再開)

○安藤委員長 再開します。

議案第8号、議案第14号及び議案第41号の審査を行います。

本3件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎委員 では、補正予算の方でシステム改修の委託増額というのが上がっているんですけども、これも、ほかの部分でもいろいろ変わっていたと思うんですが、この増額の理由をお聞かせいただきたいと思ったのと、41号の条例改正の部分で、激変緩和措置が1年継続されるということは非常にいいことだと思っ

ておりますが、生活困窮者への保険料の減額措置がとれるということで、1,300人が対象になるということなんですけれども、少しでも軽減されるということは非常にいいことだと思うんですが、この財源の中で何とかなるというような話だったと思うんですけども、一般会計からも入れて、軽減策とるというようなことも、これは別に国の方では禁じているというわけではないので、この市の姿勢として、わずか言うたらおかしいですけども、軽減策が、介護保険の場合はなかなかとりにくいということですから、一般会計からのお金も入れて軽減策を拡大するということはできると思うんですけども、この軽減についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、生活機能評価ですね、住宅改修で介護保険使われているわけですけども、この事後検証、昨年あたりどうだったかというのもお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○安藤委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 まず、補正予算の介護保険システム改修の内容についてでございますが、これは2点ございまして、1点は、今回、条例改正も上げさせていただいている、保険料の激変緩和措置を継続するために若干の経費がかかるということと、それから、これは、保険給付の方の制度改正になるんですけども、介護療養型医療施設が、国の方で新型老健へ転換していくというようなことがございまして、それが始まることによって、給付の管理ですね、実際に使われた方の情報を管理していくシステム、これについて、これも若干の修正が必要ということで、いずれも19年度中の国庫補助事業ということで認められましたもので、

ちょうどオープンシステムへの移行の時期ではあるんですけども、全国的な改正ということで、パッケージソフトの導入のための委託料を計上しておるところでございます。

次に、2点目の激変緩和措置に係る財源の話ですが、委員ご指摘のように、これは3年間の中期計画による保険運営ということで、初年度、一定、見込み以上の給付が少なかったということと、被保険者の増などによって余剰金が出ておまして、これは全国的な傾向なのかなと思うんですが、本市におきましても若干余裕があるということで、それを財源ということで、今回、1,300人、960万円ということで充てさせていただく予定でございます。

一般会計の方から繰り入れすべきではないかということで、国は禁止はしていないということではございますけれども、技術的な助言というような立場で、保険者に対して、いわゆる3原則、個別申請により一律減免はしないこと、それから、減額のみということでゼロですね、免除にはしないこと、それから、保険料を財源として、一般財源からの繰り入れは行わないと、いわゆる3原則が示されていることもございまして、なかなか市独自で一般会計から法定外の繰り入れを行うということは困難な状況というふうに考えております。

ただ、本市の特徴としましては、いわゆる調整交付金、この部分が後期高齢者の人口割合や所得段階別の人数構成の関係で、国平均と比べて極端に少ないということもございまして、このあたりはちょっと制度的な問題かなということで、それが被保険者への保険料負担になるわけですから、この仕組みの改善と、それから、低所得の方への抜本的な対策とい

うことについて、これ、例年、市長会を通じて要望してるんですが、引き続き、強く要望していきたいというふうに考えております。

それから、3点目の、住宅改修の事後評価という件でございますが、これにつきましては、給付適正化事業の一環で、拡充ということで、今回、予算を上げさせていただいてます。

住宅改修につきましては、現在も保健センターの理学療法士、作業療法士等がケアマネジャーと同行しまして、その方に適切な改修が行われるようにということで、身体状況に応じた手すりの設置場所とか、また、例えば、使い方の助言とかそういうことをさせていただいてるんですけども、書類上は、その後で写真を提出していただいたりということで審査しておるんですが、本当に改修したところが効果的に使われているかどうかということまで含めて見ていく必要があるというようなことで、今後、事後におきましても訪問をして、適切に改修されたのかどうかということと、効果的に使われているかどうか、検証も含めて事業を拡大していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○安藤委員長 山崎委員。

○山崎委員 そうですね、ぜひ調整交付分ぐらいはもらうというか、入れないといけないんじゃないかと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

この3原則というのも言われましたけれども、これがくせ者なんです。

介護保険も、今回始まりますこの後期高齢者の医療保険と同じで、独自財源が、だから税金とかに求めないという形では、非常に加入者を支える制度が脆弱だと言

わざるを得ないんです。社会が高齢者を支えていくという考えはいいんですけども、その負担が、今、国民というか加入者に重くかかってきて、消費税とか企業税などを得ている国とかが支えている部分が余りにも少ないのではないかと私は思っているんですが、制度そのものの改善を国にぜひ求めていただきたいと思います。

調整交付金なども相当分ぐらいは入れるべきだという形にしていただきたいと思いますと思うんですが。

独自財源がないというのが、この介護の総額が今度ふえてくると、支給が大変になってくるといふか、制限が起きてくるんじゃないかとか、いろいろ改定がこの8、9年間でされてきてるわけなんですけれども、これ保険料の増額とか、それから、今度は給付の方で制限とかいふ形になると、要介護の方がそういう状態、介護を受けると高いというようになってくると隠れてしまうとか、地域包括支援センターでつかめないというふうな方が出てきてしまうことが懸念されると思いますので、ぜひそういったことのないように、この辺、状態が悪い方をどんなふうにつかんでおられるかということ、また、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○安藤委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 介護が必要な方の把握ということかと思うんですけども、基本的には、介護保険のサービスの利用に当たっては、申請に基づいてということにはなるんですけども、地域包括支援センターができてから、介護にかかわらず、いろいろなご相談が出てきております。それは、ひとり暮らしであったり、あるいは病院との連携であったりということ、いろいろな地域との関係、ある

いは医療機関との関係というのも深まっております、とか民生委員さんとか、そういう中から、この地域、あるいはこの病院にこんな方がいらっしゃるというようなことで連絡があったりとかいふこともありますので、できる限り把握にも努め、また、サービスの提供にも結びつくような形で、努力をまた今後も引き続きしていきたいと考えております。

○安藤委員長 山崎委員。

○山崎委員 先ほど言ったように、この保険者の保険料が高くなるとか、給付の方で、要するに自己負担金が高くなるとかいうようなことで、必要な介護も受けずに我慢するということがないかということをお聞きしたんですけども、民生委員さんとか、地域のネットワークをぜひ使って、必要な介護を抑制ないように、ぜひともお願いしたいと思います。

結構です。

○安藤委員長 南野委員。

○南野委員 それでは、私の方から、3点お聞きしたいと思います。

1点目に、生活困窮者への、これは、当初予算の主要事業ということでありました。生活困窮者への独自減免制度を拡充されるということでもありますけれども、具体的にどのような拡充をされるのか。現行の減免制度との違いなどあれば、お聞かせ願いたいと思います。

それから、二つ目に、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画を、市民代表や学識経験者等の意見を聞きながら、平成20年度中に策定されるということでもあります。

今までの第3期までの介護保険事業計画の結果を踏まえて、どのような計画になるのか、重点戦略などあればお聞かせ願いたいと思います。

それから、予算書の28ページになるんですけども、成年後見制度利用助成費ということで、24万円計上していただいておりますけれども、本市において、成年後見制度を利用されている方、何名ぐらいいらっしゃるのかということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上3点、よろしくお願ひします。

○安藤委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 まず、1点目の生活困窮者への独自減免についてのお問ひですが、まず、現行の制度につきましても、保険料の段階が第3段階、非課税世帯で、収入が80万円以上の方が対象になってるんですけども、現状は、一人世帯で、年収96万円以下で、世帯員が一人増すごとに48万円の加算をしています。

それと、預貯金等が350万円以下、それから、別世帯等のご家族から扶養されていない、あるいは活用できる資産がないというような条件の方を対象に、第3段階の保険料を第2段階に減額するものでございますが、今回、収入要件を一定緩和しまして、年収96万円のところを120万円以下に、それから、一人増すごとに48万円の加算を50万円の加算にさせていただきます。

対象者につきましては、19年度におきましては、現行の制度では、現在6名の方が対象になっておるんですけども、制度を緩和することによって、他市の例等を参考にしますと、倍ぐらい、10名強ぐらいになるのかなというふうに見込んでおります。

それから、第4期の介護保険事業計画、21年から23年について、どのような計画になるのかというお問ひでございますが、これは、ご承知のように、高齢者ががやきプランということで、高齢者の

福祉の計画と一体的につくっておるものでございまして、介護保険の事業計画部分については、それぞれの要介護者の認定者数の今後の見込みであるとか、各サービスごとの利用者数及びその給付額の試算を行います。その上で、それぞれ税による負担と保険料による負担を計算しまして、保険料が幾らになるかというような計画を立てる部分が介護保険の事業計画でございます。

その中で、現行の重点戦略というのは、介護予防ということが重点になっておるんですけども、次期の計画の中で、どのような計画になるのかということは、これ、20年度中にかがやきプランの推進会議の中で議論していただくことになるんですけども、これ、最近の傾向を考えますと、本市の場合、特にひとり暮らしの方とか、それから、認知症が見られる方ということで、お困りの方というのがたくさん見受けられるようになっております。

それから、高齢者虐待防止法の施行によって、そういったあたりも目につくといえますか、表に出てくるようになっておりますので、そういうところを行政としてどのようにしていくのか、住みなれた地域の中で安心して暮らしていただくために、どのような行政としての支援ができるのかということが重点になってこようかなと、担当の思いとしては考えております。

このあたりについては、市民の皆様方の、あるいは学識経験者、関係者の方々のご意見をお聞かせ願ひながら計画を立てていくというふうを考えております。

○安藤委員長 川口参事。

○川口介護保険課参事 そうしましたら、3点目の成年後見制度の事業についてでございますが、28ページの扶助費とし

て、成年後見制度利用助成費24万円ということで上げておりますが、これについては、27ページの役務費の中に手数料21万円というのがございまして、この21万円は市長申し立てということで、後見制度をなかなかお金がないということで申し立てができないというふうな場合に、一人おおむね10万円程度必要なんですけれども、一応、2名分の予算を、27ページの手数料で21万円、今の扶助費の中の24万円というのは、その後、後見人さんに対するお支払いが、月々、おおむね一番低い金額で、中には無料というふうなお願いの仕方もあるんですけれども、一定、各ほかの市町村でも、最低の2万円を見ているというところを多く聞いておりますので、2万円の12か月分ということで24万円を計上しています。

件数なんですけれども、18年度以降、市長申し立てによる後見の方が1件、これは後見ということについておりますのと、あと、包括支援センターの方が申し立ての支援をさせていただいて、家族申し立てということで、いろいろ書類等を整えたり、家庭裁判所の方へ出向いたりとかということで3件ございました。あと、それ以外には、任意後見ですとか、申し立てのセット等の書類を、家裁まで行かなくても、包括支援センターの窓口でも、ご説明とか配布等もしておりますので、おおむねそのあたりが10件程度はあるのではないかと思います。実際に、今、摂津市内で何名の方が後見をつけて生活をされているかという確かな数はちょっとわかりませんが、中には、介護保険の申請なども、後見人ですということで申請に来られる方もいらっしゃるというふうに聞いております。

○安藤委員長 南野委員。

○南野委員 もう一つ、ちょっとわかってないんで聞いておきたいんですけども。

その後見人になられる方、例えば、親族の方が後見人になられるとか、司法書士の方がなられるとか、弁護士の方がなられるとか、社会福祉士の方がなられるとかというちょっと認識あるんですけども、本市ではどのような方向性で取り組んでいただいているのか、その点だけ聞かせてください。

○安藤委員長 川口参事。

○川口介護保険課参事 申し立ての書類をつくるときに、例えば、家族申し立てで立ち会った、遠方に親戚の方がいらっしゃるということで、申し立てを行う際に、家庭裁判所に提出する書類の中に、後見人として選任という欄がございまして、そこに、例えば、そういう弁護士さんですとか社会福祉士さんですとかというのを、一定、こちらで、この方がふさわしいんじゃないかというふうなことが想定される場合には、例えば、財産が大変おありで、親戚がたくさんいらっしゃって、やりとりされる中で、いろいろな弁護士さんというお立場で管理された方が、後々の相続のことなどにも少しアドバイスができるのではないと思われるような方について、弁護士会のひまわりというところに後見人を依頼したというふうな場合もございまして、やっぱりそうすると支払いも月々少し値段が上がりますので、それではなくて、その方の身上看護と申しまして、生活の場を、お金の管理というよりも、むしろ生活の場をご相談させていただきたいなというふうな場合には、社会福祉士さんとか、そういう形で、候補者の選定というか、選任というところに書くんですが、最終的には、どういう方が後見としてつくのがふさわ

しいかというのは、家庭裁判所の方が決めますので、こちらがひまわりさんにと  
いうふうなことで考えていても、最終的  
には家庭裁判所の方が決められるんです。

ただ、家族、親族の場合は、やはり家  
族が、私が管理するということで、夫婦  
間とかでも、奥さんの申し立てで、奥さ  
んが管理しますということで、後見のと  
ころにつけられても、その方が後見人  
になられても、収入というのが得られま  
せんので、特別、後見人になられたこと  
によって有益といたしますか、むしろ、い  
ろいろなトラブル、親戚とかの間のトラ  
ブルとかに対処することが必要になって  
きますので、むしろご親族がなされるよ  
りも、第三者のしかるべき方が立たれた  
方がいいのではないかなという個人的な  
考え方はございますが、それは、その都  
度相談しながら対応させていただいて  
おります。

○安藤委員長 南野委員。

○南野委員 これは、どこの市かちょ  
っと今忘れたんですけども、市民後見  
人ということで、例えば、団塊世代の方  
で、退職された方の中に、意欲のある  
方で、私これやってみたいということで、  
養成講座で法律の勉強したり、介護保  
険の勉強したり、認知症の勉強をし  
たりして、実際に裁判所で選任され  
て、後見人の認定を受けられてやっ  
ておられる方もいらっしゃるという  
ことで、ひとつ認識してるんですけ  
れども、そういう場合には後見人  
になっていただける方がいなくて大  
変やとか、そういう状況にはちょっと  
考えられるんですけれども、その辺  
もちょっと、またいろいろな面で視  
野に入れていただいて、また取り  
組んでいただきますよう、よろしく  
お願いいたします。要望としてお  
きます。

○安藤委員長 ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 以上で質疑を終わります。  
暫時休憩します。

(午後3時 8分 休憩)

(午後3時38分 再開)

○安藤委員長 再開します。

議案第33号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、  
質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 質疑なしと認め、質疑を  
終わります。

暫時休憩します。

(午後3時39分 休憩)

(午後3時40分 再開)

○安藤委員長 再開します。

議案第38号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、  
質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎委員 乳幼児医療の助成を拡大す  
るということで、皆さん喜んでいただ  
いていると思うんですけども、おとし  
の委員会でも伺いました。昨年は2、5  
00万円積み上げがあるので、ことし  
は、昨年、年度途中で丸々負担したわ  
けでもないんですけども、まだこれ  
が上がるほど医療費も小さくなり  
ます。子どもの医療費にどれだけお  
金をかけるかということが、政策と  
して力を入れているかどうかとい  
う一種のバロメーターにもなっ  
ていると私思うんですけども、こと  
し入れるお金としては減るという  
ことでは、頑張れる最大限の拡充  
をできるときにするというのがや  
っぱり必要なんじゃないかと思  
うんですけども。

というのが、これ財政事情がまた悪  
くなるとか、子どもの数がふえて、  
一定この役目が終わったなどとい  
うような理由

が出てくれば、縮小とか廃止というのはすぐによくされるということが、私、常だと思しますので、できるときに前進させるというのが大切だと思うんです。

というのが、今回、保険のこともあると思うんですけれども、北大阪でも結構拡張がされるんです。吹田ですと、小学校6年生終了まで、所得制限ありますけれども、入院助成が拡大します。茨木は小学校1年生の終了時点までやられています。高槻も既に就学前まで、去年の秋からですけれども始まっています。それから、豊中も小学校就学前までことし始めるということですし、池田では、第1子というか、一番目が、入院だけ就学前までですけれども、2番目からは通院も含めて、3人目からは3年生まで、4番目以降については6年生まで助けていくということにもなっています。

こういったところを見ましても、できる限りの自治体単位でやっているという認識があるんですけれども、今できることをするというのが大切だと思うんですが、一般会計でも聞きましたけれども、もう少し拡張するというお考えがなかったのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○安藤委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 乳幼児医療費助成の制度について、就学前まで今回拡大をするということでございますが、これについて、さらに、今年度の拡大の検討はなかったのかというご質問ですが。

先日もお答えさせていただきましたけれども、府、市負担で1,000万円ほど減額になるということで、その1,000万円を使って、何らかの充実ということにはできないのかということにつきましては、担当課の方としましても検討はいたしました。

ただ、年齢拡大ということになりますと、2,500万円ほどかかるということもございまして、また、無料化ということになりますと、さらに費用がかかるということもございまして、また、年齢拡大につきましては、今後、研究、検討していくということで、今回につきましては、就学前まで、所得制限なしということを経続した上でやっていくということで、今回の条例制定を上げさせていただいております。

○安藤委員長 山崎委員。

○山崎委員 制度そのものは喜ばれると思いますので、よろしくお願いいたします。

今、北摂の例を出しましたけれども、大阪は小さいですけれども、他府県というか、全国的には県単位でやられているところも多いということでは、国は、もうこの辺、施策としてしっかりやってもらいたいという思いが我々ありますので、そういったところにも働きかけていただけるようお願いをしておきたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

○安藤委員長 ほかよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午後3時44分 休憩)

(午後3時46分 再開)

○安藤委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 討論なしと認め、採決をします。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手するものあり)

○安藤委員長 賛成多数。よって、本件





は可決すべきものと決定しました。

議案第40号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手するものあり)

○安藤委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第41号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手するものあり)

○安藤委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第42号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手するものあり)

○安藤委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後3時50分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 安藤 薫

民生常任委員 山崎 雅 数